

地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（第3回）

日時 令和2年12月19日（木）15時30分～18時30分

場所 WEBによる開催

○小笠原課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回地球温暖化対策の推進に関する制度検討会を開催いたします。

本日、事務局を務めます環境省地球温暖化対策課長の小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様全員に御出席いただく予定ですが、奥委員、諸富委員は遅れて御参加となっております。お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。高村委員、奥委員、諸富委員はオンライン参加になります。オブザーバーとして経済産業省に加えて、全国市長会様に座長の了解の上、出席いただいております。

本日の検討会はコロナウイルス感染症対策のためウェブにより開催させていただいておりますが、一部の委員の方には対面にて御参加いただいております。会場の状況につきましては、YouTubeで同時配信し、動画は会議後、議事録公開までの間、ウェブ上で公開予定です。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の議事進行について、大塚座長、よろしくお願いたします。

○大塚座長

こんにちは。

まず議事（1）から入りたいと思います。議事（1）ですが、「地域の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直し（地方公共団体実行計画等）について」。資料2に基づきまして事務局から説明をお願いいたします。この資料についての質問は最後にまとめてお願いできればと思います。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

今、御紹介いただきましたとおり、資料2に基づきまして事務局から本日の議題に関連する情報の御提供をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。第1回の検討会でいただいた御意見について、関連のものを記載しております。ゼロカーボンシティ、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する自治体の拡大について、その達成に向けた実効性ある取組の後押しが必要ではないかという御意見。地域間の連携をどのように推し進めていくかという御意見。未策定・未改定自治体への対応。小規模自治体の負担への考慮という点についての御意見をいただいております。再生可能エネルギーに関連して、主力電源化に向けた地域の受容性を高めることが重要だということで、地域がゼロカーボンの文脈の中で地域のポテンシャルを生かしたプロジェクトを進める、ゾーニングや地域合意形成の仕組みを計画制度に盛り込むという点についての御指摘をいただいております。電力自由化によりということですが、域内

排出量の把握のためのデータの把握についても御意見をいただいております。

こうした御意見を踏まえまして、本日の資料ですが、次のページをお願いいたします。1として「地域の脱炭素化の動向」ということで、自治体を取り巻く状況、2として、再生可能エネルギーと、それを地域から見たときの現状と課題、3として、今回、御議論いただく地方公共団体実行計画制度に関する現状と課題ということでございます。

次の次のページをお願いいたします。冒頭に申し上げましたとおり、ゼロカーボンシティの拡大ということでございます。一昨日の時点の資料ですが、8000万人を超えて、自治体数で178となっているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。ゼロカーボンシティが増えている中で、日本全体での再エネポテンシャルは、導入可能量とは異なりますが、電力需要の2.2倍ということで、これらが地域の資源として各地域にあるという状況でございます。これは各地域でゼロカーボンの取組と共に地域資源として活用することで、エネルギー収支の改善にも貢献するのではないかとということ、また、地域ごとにポテンシャルや電力需要、エネルギー需要が異なる中で、地方と都市との連携も重要ではないかという点を記載してございます。

次のページをお願いいたします。これは御参考までですが、現状、エネルギー収支が赤字になっている自治体が、全国の自治体のうち9割という御紹介でございます。

次のページをお願いいたします。これからの環境政策の進むべき方向性ということで、平成30年4月に閣議決定されました第五次環境基本計画におきまして、地域循環共生圏というコンセプトを掲げております。脱炭素の取組におきましても、地域循環共生圏という方向性で進めていくということで、例えば再生可能エネルギーといった地域の資源をうまく活用して、脱炭素の取組が持続可能な地域づくりにつながっていくという形で、地域内の自立・分散型の社会、地域間の連携を通じた支え合いといったコンセプトを掲げているところでございます。

次のページをお願いいたします。これを脱炭素化の観点から見たときにとということ、右上にありますように、再エネ、蓄エネ、省エネ、エネマネといった様々な技術の地域への実装を行う。これは地域の資源である再エネなどを地域の課題解決に役立てていくというアプローチかと思っております、赤い四角で囲っておりますが、こういった脱炭素化に地域が取り組むメリット・意義といたしましては、例えば災害時のレジリエンス向上、地域経済への貢献、その他の地域課題の解決、ほかのセクターとの連携、ほかの地域との連携・交流といった意義、単にCO₂を減らすだけでなく、地域資源を活用した地域課題の解決といった意義があるのではないかと考えております。

これ以降は事例でございます。9ページ目が、レジリエンス向上に役立った事例として、千葉の例、ほかの例を記載してございます。

次のページをお願いいたします。地域経済に貢献した例として、秋田県、鳥取県の風力発電の事例を御紹介してございます。地域主体、自治体直営の事例でございます。

11ページ目ですが、地域経済の関係で、より産業の誘致といった観点など、産業目線でやっておられる事例として、北海道、福島県の事例でございます。データセンター、温泉組合によるバイナリー発電とエビの養殖といった事例でございます。

次のページをお願いいたします。その他の地域課題ということで、耕作放棄地で獣害があったエリアへのメガソーラーの建設の事例、太陽光発電の設置により障がい者雇用につ

なげたような事例の御紹介でございます。

13ページ目ですが、こちらは他の行政セクターとのカップリングということで、カーシェアリングをEVで行い、地域の再生可能エネルギーで走らせるという神奈川県の実例や、熊本県の清掃工場のエネルギーを地域で活用し、また災害時にも活用できるような取組を行っている事例の御紹介でございます。

地域間の連携ということで14ページ目ですが、横浜市と東北12市町村の連携、世田谷区と群馬県川場村の連携でございます。再生可能エネルギーの連携を通じて地域の連携につながっていくといった取組でございます。

次のページをお願いします。こうした地域の課題解決にもつながるような脱炭素化の取組に対しまして、環境省としても様々な支援を行っているという概要の資料でございます。計画立案から設備導入まで、ソフト、ハードを組み合わせながら様々な支援を行っているような状況でございます。

その次が、地域から見た再生可能エネルギーということでございます。

17ページ目でございます。こちらの再生可能エネルギーの促進策であります固定価格買取制度に基づく再エネ導入量の状況でございます。2016年度以降、600万kW台で推移しているという状況で、太陽光発電（非住宅）の量が多いという状況になってございます。

18ページ目でございます。総合資源エネルギー調査会、資源エネルギー調査の審議会でも、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた検討が行われている中で、地域との関係でいきますと、「再エネと共生する地域社会の構築」という点について、3つの論点のうちの1つとして挙げられているところでございます。

19ページ目をお願いいたします。地域において再生可能エネルギーの導入に当たっての課題ということで、地域住民の懸念等により地域への再エネ導入が停滞している状況ということでございます。景観悪化、騒音など、環境トラブルや、その懸念、またその地域に対するメリットが生じていないといったことを背景に、自治体の中でも、再エネの導入をある意味で制限するような条例の制定も見られるところでございます。

次のページがそうした条例の一例で、地域との調和や再エネ設備の適切な設置・管理を求める条例、禁止区域、抑制区域を定めるものがあるということでございます。

21ページ目でございます。これも一つの事例ですが、再エネの導入に当たって地域との合意が課題になってプロジェクトが止まってしまった事例がございます。この中でも、地域との合意形成を円滑にやってほしかったといった声がございます。アセスの段階で既にこれらの機会を逸しているといったタイミングの問題や、場所の選定に当たっての課題が指摘されているところでございます。

次が、本日の温対法に基づく制度ということで、地方公共団体実行計画制度の概要についての御説明でございます。

23ページ目をお願いいたします。こちらは地球温暖化対策推進法21条、22条に基づく制度になってございます。自治体において地域の温暖化対策として計画を策定していただく仕組みがございます。計画としては2種類ありまして、一つが事務事業編ということで、こちらにつきましては全ての地方公共団体で策定を義務としており、自治体御自身の排出量の削減計画を立てていただくという仕組みになってございます。もう一つは区域施策編で、こちらにつきましては都道府県・政令市・中核市、また施行時特例市を含んだ形で義

務の対象となってございます。こちらにつきましては自治体御自身の行政サービスというのではなく、区域全体の温室効果ガスの排出抑制等のための総合的な計画を立てていただくということでございます。自治体が所掌する区域全体の削減計画という位置付けになってございます。こうした2種類の計画を自治体で規模に応じて立案し、P D C Aを回していただいているという状況になってございます。

次のページである24ページ目は施行の状況でございます。事務事業編、区域施策編、それぞれ施行状況調査に基づいて代表的な数字を拾ってきてございます。

まず事務事業編につきましては、全ての自治体が策定ということですが、策定の状況を見ますと、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市については全て策定されております。その他の市町村におきましては9割程度の策定ということでございます。また、地方自治体の事務事業ということで一部事務組合や広域連合につきましては3割程度の策定という状況でございます。策定済みの団体のうち、点検ペースにつきましては、年1回以上、点検しているというのが6割という状況でございます。また、その5割強が、順調に進展、一方で3割強が、目標達成が困難な状況ということでございます。

区域施策編のほうは、策定義務のある団体ということで、先ほど申し上げた都道府県から施行時特例市までは全て策定されてございます。また、策定義務がない自治体においても策定がされており、全体を足し上げると3割強の策定となっております。策定済み団体のうち5割強が、年1回のペースで点検をされております。目標達成に向けて順調に進展しているのが4割程度、一方で半数程度が、目標達成が困難な状況にあるとの回答でございます。

次のページをお願いいたします。こうした地方公共団体実行計画制度につきまして、昨年度の検討における指摘事項の概要でございます。

目標の設定やその進捗の評価という観点でいきますと、目標達成状況の評価など、自治体の取組の意欲の向上といった仕掛けについての御意見をいただいております。例えば横展開、横比較といったコメントもいただいております。未策定の自治体への御支援、冒頭に御紹介したゼロカーボン宣言を実際に具体的にどう進めるかといったことが重要だということで、実行計画にも長期目標の設定が重要ではないかという御意見もいただいております。一部事務組合の話が先ほど出てまいりましたが、一般廃棄物処理施設などもあり、そういった事業規模が必ずしも小さくないところもあるので、実態も踏まえた上でそういった部門の削減の取組も重要ではないか。公共施設、自治体の施設における再生可能エネルギーの利用・調達の見点も重要ではないかという御指摘がございます。

目標達成に向けた実行支援ということで、こちらについても、再生可能エネルギーの利用が不可欠であり、そういった取組の促進の仕組みが重要だという御意見。温暖化対策を進める上での地域経済への貢献、地域活性化の視点が重要ではないかというコメントをいただいております。

区域内の排出量については、データの取得が困難になっているといったコメントがございました。

再生可能エネルギーについても見ていきますと、実行計画の事務事業編において再エネの取組状況ということでございます。計画に位置付ける、位置付けない、様々あるようですが、自らの事務・事業に関連して、再生可能エネルギーに取り組んでおられる自治体の

状況ということで、全ての都道府県・政令指定市・中核市・施行時特例市は何らかの形で再エネ導入に取り組んでおられるということでございます。その他の市町村を含めても7割強、8割弱の自治体が再エネに取り組んでいるという状況で、取組内容の代表的なものとしては、再エネの自家消費になってございます。

次のページをお願いいたします。一方で、区域施策編ということで、自治体の区域内の削減計画における再エネの取組状況でございます。こちらにつきましては、目標を設定しているかどうかという問いに対しての回答の御紹介でございます。全体として、目標設定しているのは2割以下、都道府県・政令指定市といった規模の県や自治体でも3割程度という状況でございます。また、区域施策編以外の計画での設定状況につきましては、この環境省の調査の中で分かった範囲で、必ずしも網羅的でない可能性もありますが、6%という数字もでございます。

次のページをお願いします。区域施策編ですが、今申し上げたような再生可能エネルギーに加えまして、事業者・住民による排出抑制等の活動、地域環境整備、廃棄物関係の循環型社会の形成という4つの柱を記載することになっておりまして、再生可能エネルギーにつきましては、先ほど目標設定の件が出てまいりましたが、目標設定については先ほどの数字のとおりですが、施策としては記載することになってございます。自治体の行政の近いところでやっていただくのが効果的な分野として4本、挙げられているのかなと考えておりまして、こうした再生可能エネルギーの利用の促進をはじめ、様々な地域での排出抑制の取組の分野を組み合わせることで、より削減効果の高い計画をつくっていくのではないかと考えてございます。

計画の状況は以上ですが、行政支援ということで、自治体の実行計画制度を実際に運用し、策定・改定・実施・点検するに当たりまして必要な行政支援についての調査の状況でございます。こちらは、事務事業編、区域施策編のいずれにおいても、どういったことを計画に盛り込むかということに関する情報や、専門的な検討を行うような人材・組織の活用のための経費、削減目標・施策効果といった定量的な情報に関する支援のニーズがあるということでございます。

その次をお願いいたします。今年9月に全国知事会から頂戴いたしました「ゼロカーボン社会の構築に係る提言」の中における再生可能エネルギーの普及・拡大に関する御要望の御紹介でございます。自治体の中でも再生可能エネルギーの目標を立てておられて、その実現に向けた政策や分散型エネルギーの普及拡大に向けた支援、地域循環共生圏の創出などの取組への積極的な支援、地域と共生した再エネの導入を実現するための地域合意形成を促す仕組みの構築といった項目の御要望をいただいております。

次のページをお願いいたします。ゼロカーボン宣言自治体との意見交換の中で、再エネの普及・拡大に向けてもう少し具体的にどういったことをというところの意見照会をさせていただいた結果でございます。先ほどの提言との関係で、再エネの導入目標、再エネの事業の実施、また地域との合意形成といった分野での自治体の御意見を記載しております。目標設定に対しましては、国からのマニュアル・ツールの提供、人材・財源の支援、再エネ導入適地やポテンシャル量の提供といったことが上位になってございます。再エネの事業の実施につきましては、自治体への御支援、民間企業への御支援、再エネ事業実施に当たっての適地に関する情報といったことが必要だという声をいただいております。地域と

の合意形成に必要な要素といたしまして、地域住民への説明会、事業者による地域貢献の視点、再エネ事業の適地を抽出しておくといったことが出ている状況でございます。

以上が実行計画制度そのものと、再エネとの関係でございます。

最後が区域の排出量把握のデータについてでございます。

32ページが区域の排出量把握のためのデータにつきまして、電力・ガス小売全面自由化に伴って、排出量の把握が困難になったとの意見が地方公共団体からあるという御紹介でございます。第1回の勢一先生からデータについて御指摘いただきまして、昨年度の調査と比較いたしました、傾向は変わらないという状況でございます。

次のページをお願いいたします。自治体のデータ収集の動向でございます。電力について、自治体の中には条例を制定して独自のフォーマットで情報を取っておられるような動き、また自由化以降も引き続き事業者からボランティアに提供を受けている自治体も一定程度あるといった状況になってございます。

こうした中で34ページ目ですが、先ほどの同じ提言の中にデータの開示といった項目がございます。排出量の算定に関する電力・ガスのデータ、再生可能エネルギーに関するデータの整備といった御要望をいただいております。

事務局からの冒頭の説明は以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、続きまして、有識者・地方公共団体・事業者ヒアリングを行いたいと思います。まず資料3-1に基づきまして事務局から説明をお願いいたします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

引き続きまして、資料3-1の御説明でございます。

次のページをお願いいたします。本日、様々な観点からヒアリングをお願いしてございます。地域の再エネに関する実態、地域の再エネ拡大に向けた視点ということで、有識者、自治体、事業者のそれぞれのカテゴリーから多様な方々に御協力を頂戴しております。有識者といたしまして、東京工業大学の錦澤准教授、自治体といたしまして、那須塩原市の渡辺市長、浜松市の内山参与、長野県の柳原室長をお願いしております。事業者として、東急不動産の西田本部長をお願いしてございます。

ヒアリングにおきましては、今回、地域がテーマで、再エネに関する状況やさらなる拡大に向けた視点といったことについてお話をいただく予定でございます。

以上でございます。

○大塚座長

それでは、有識者1名、地方公共団体3名、事業者1名の順番でヒアリングに移りたいと思います。全てのヒアリングの後でまとめて質疑を行いたいと思います。

では、まず東京工業大学の錦澤先生から御説明をお願いいたします。

○東京工業大学 錦澤先生

東京工業大学の錦澤滋雄と申します。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは「再生可能エネルギーの導入拡大に向けた地域合意形成のあり方」ということで情報を提供させていただきます。

次をお願いいたします。今、事務局から御説明がありましたとおり、再生可能エネルギーの導入が進んでいるところですが、社会がどう受け止めているか、特に地域社会ということでいいますと、こちらのスライドに示しましたとおり、これは朝日新聞の新聞記事の見出しを環境アセスメントのキーワードで引いたものですが、風力発電の問題を考える、あるいは事業の中止あるいは見直しを求めるといったように、再エネ事業への風当たりは強い状況にあるということが言えるかと思えます。

次をお願いいたします。私どもの研究室でこれまで新聞記事のデータベースを使って、再エネ事業に関連したもので紛争がどの程度、起こっているのかというのを調べてきました。その結果をこの表にお示ししていますが、ここにありますとおり、風力と太陽光の事業で環境紛争が比較的多く起こっているという状況にあります。風力に関していいますと、2000年頃から環境紛争が起こっていきまして、環境アセスメント法の対象事業になって以降は、やや落ち着いたような様相もありますが、近年でもまだ定常的に起こっている。太陽光に関していいますと、特にFITの導入以降、紛争が非常に多く起こっているという状況でございます。それを受けて今年度からのアセス法の対象事業に加えられたというところかと理解しています。

次をお願いいたします。こちらは風力発電事業の環境紛争の発生状況で、左側の地図にお示ししましたとおり、全国各地で起こっています。特に最近では洋上風力の事業でも紛争が起こっているという状況になります。

次をお願いいたします。太陽光に関しても、こちらにありますとおり、全国各地で起こっているということです。

次をお願いいたします。どういう争点で紛争が起こっているかというところは、既に御承知かもしれませんが、景観、災害、水資源といった問題については風力、太陽光で共通する争点になっていきますし、風力発電に関していいますと、野鳥の衝突、あるいは騒音の問題といったところが特に大きな争点になるということでもあります。

次をお願いいたします。これらの紛争が起こって、このパイチャートにあります赤とグレーと黄色の部分が、紛争が起こった事業の数を示していますが、注目していただきたいのは、赤の部分です。一旦紛争が起こりますと、その半分ぐらいの事業で、結果として事業が中止あるいは凍結に至っている。もちろん紛争が起こった、反対運動が起こったというだけが理由ではないですが、しかしながら、一旦こういった紛争が起こると、事業を進める上での非常に大きなリスク要因になるということとは言えると考えております。

こういった問題に対してどのように対応していくべきかというところで、2点、大きく挙げられるというように整理しています。1点目は、環境影響を低減するというので、言ってみれば、事業を実施するに当たってのデメリットをいかに最小化していくのかということで、特に大規模な事業に関しては環境アセスメントをしっかりやっていただく。それと、最近では意思決定のより上位の段階のゾーニングのような取組を取り入れていくと

ということがあります。こういった取組によって、比較的、事業が円滑に進んできたと認識はしております。

ただ、今後、主力電源化していく、大量に導入していくことを考えますと、これまでのこういった環境の枠組みの中だけで考えていくことにはやや限界もあるのではないかとこの問題意識を持っております。といいますのも、こういった取組は、言ってみればデメリットを減らしていくということが出来るわけですが、反対する側の立場からすると、事業をやらなければ影響はゼロになるだろう。では、事業をここではやらないでくださいと言われたときに、どのように事業者が説明するのかということが問われているわけでありませう。つまり、デメリットを最小化するというに加えて、いわゆるメリットの部分、事業に伴うメリット、地域便益をいかにしてつくり出すのかというところをセットで考えていかないと、これからの大量導入には、なかなかスムーズに移行していくことができないのではないかと考えているところでございます。

私は環境アセスメントや環境配慮等の仕組みのことをこれまで調査・研究してきました。この後、特に上の環境影響の低減を具体的にどのようにやっていくのかということを中心に、残りの時間、御説明したいと考えております。

次をお願いいたします。一つ、環境影響の低減の策としては、事業計画の修正があります。先ほどお示ししました、紛争が発生したもので、結果として紛争発生後に計画を中止したものが青いバーですが、それと紛争後に運転開始に至ったもので、事業者がどういう対応をしたのかということでヒストグラムで示したものであります。これを見ますと、オレンジ色の、紛争後に運転開始したのものに関しては、左側の2つにありますとおり、物的な変更を加えるといったことを事業者のほうで対応している。

次をお願いいたします。具体的に申し上げますと、こちらの表に示しましたとおり、例えば、計画地を移動する、基数や出力を小さいものにする、ということを行っています。それに加えて、ソフト面の対応ということで、事業が中止・凍結に至ったものは、説明会を開催するというはやっていますが、運転開始まで至っている事業に関していいますと、例えば、追加調査をして野鳥の衝突リスクが比較的小さいことを示す、あるいは、それでも運転後に何か問題が起こった場合には一時、運転を停止して問題を特定するというを事前に取り決めるという対応をしている。こういう対応をすることがまずは重要かなと考えております。

次をお願いいたします。このような取組に関しては、これは環境アセスメントの手続のフローを示していますが、アセスメントは、言ってみればコミュニケーションプロセスそのものという見方もできるわけで、近年の環境アセスメントの制度のコミュニケーションの手続は非常に充実したものになってきています。これは諸外国と比べても遜色がないような仕組みだと理解しています。こういった取組を通じて、必要であれば事業計画を変更していくことが有効になる。それに加えて、例えば、複数案の検討をより充実化していく、あるいは経済・社会面を含めて評価していく、ということが今後、期待されるところであります。

次をお願いいたします。アセスメントは、予測をして、必要であれば環境保全措置を取っていくということですが、予測には当然、不確実性を伴いますので、特に今後、洋上風力で大規模な風力発電事業をやっていくということになると、今まで先例がないというこ

とで、不確実な状況で判断していくということになる。そういったときに、順応的管理の考え方というのにも必要かなと思っています。これは、問題が起こるか、起こらないか、分からない状況で、問題が起こった場合には対応していくというやり方です。ですので、気をつけなければいけないこととしては、影響特性を考えるということで、シャドーフリッカーのような風力の影のちらつきの問題等の短時間の影響には有効ですが、例えば、影響がかなり長く続くという状況、あるいは景観などの不可逆的な影響については、対応することが難しい面がありますので、そういった影響特性を踏まえて対応できるかどうかというのを検討していく必要があると思います。

次をお願いいたします。そういう景観の問題等を考えると、ゾーニングという形で、自治体等の公的な主体が地図上で再エネ開発の適地になるようなエリア、あるいは開発をしない保全すべきエリアを区分・指定していくというやり方が重要になってくるということです。こちらは勝手ながら浜松市のゾーニングマップを載せさせていただきました。こちらは、丸が書いてあるところが適地ということで抽出されています。こういう形で適地がある程度、抽出されているということで、事業者の方からは一定の評価を得ていると漏れ聞いているところですが、それでも、実際には適地を指定する段階で、周辺からまだ異論の声、あるいは反対の声が上がるという状況があると聞いています。ですので、このゾーニングは進めていったほうが良いと考えていますが、大量導入を考えたときに、どこまで進めていくことがいいのかという点に関しては、まだ不明確なところもあるかなと思います。そういった状況を見ると、懸念を持つ住民の方からすると、ネガティブな面にどうしてもフォーカスがいつてしまって、事業をすることによってどういうメリットがあるのかというところがやや見えにくいのかなと。このゾーニングにしても、アセスにしても、もう少しそういったプラスの面、地域便益の面とセットで議論していくようなやり方が必要ではないかと考えています。

次をお願いいたします。そういうことで、地域便益については、私もまだ調べ始めて、それほど情報が整理し切れておりませんが、農山漁村再エネ法の例を挙げさせていただきました。このポイントは再エネを進めていくことと、地域振興をセットで進めていこうということがコンセプトにあるという点があります。その上で、こういった協議会を基にして基本計画をつくっていく。その中で環境の問題や地域便益等のポジティブな面も含めて議論していくということをやっていく。そういった取組については参考になる部分もあるのかなということで御紹介をさせていただきました。

ということで、もうそろそろ時間だと思いますので、私のほうからは以上とさせていただきます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、地方公共団体のヒアリングに移りたいと思います。那須塩原市長の渡辺様から御説明をお願いいたします。

○那須塩原市 渡辺様

皆さん、こんにちは。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。那須塩原

市長の渡辺美知太郎です。

説明に当たりまして、私のスタンスは、無秩序な再エネの地権者や事業者とは闘うようなスタンスで臨んでおります。ただ一方で、再エネは地域のポテンシャルを上げる非常に大きなツールだと確信しております。

次のページに行ってください。那須塩原市は大体11万6000人ぐらいの町で、観光と、生乳生産が本州一ということで、農業と観光、それから工業団地もありますので、農業、商業、工業の比較的バランスの取れた地域であります。

次へ行ってください。持続可能なまちづくりをテーマにしておりますが、これはもともと本市の場合、昔は首都機能等移転という議論がありましたが、その候補地にも選ばれていまして、要は安全な地域です。災害が少なく、海がないということで、コロナ禍になる前から3・11や、緊迫する海外情勢に合わせまして、那須塩原にいれば生き延びられる町だということで、持続可能性をテーマにしております。生き延びられるというのはどういうことかという、一つは食料で、農業地帯ですので食料は問題ない。エネルギーは、地域で地域新電力をはじめ、仮に将来的に災害が起きたり、遠方からの電源がシャットダウンされてしまっても、地域で何とか発電し、電気を供給できるようなエリアにしたい。それから、食料とエネルギーときた後は、経済もある程度回したいということで、通常ですと域外に電力料金が流出してしましますが、地域新電力をやることによって地元にお金が回る、域内で経済を回すということを目指して取り組ませていただいております。

また、ここにいらっしゃる皆様には釈迦に説法でしょうが、環境というと、今、世界的には経済の普遍的な価値観になっているわけではありますが、市民の方は、何で環境をやるんだと。環境をやることによって、例えば、将来的にはREに取り組む企業が起業しやすく、誘致しやすくなる、環境に取り組んでいる企業を誘致する。あとは、社会的な問題、課題を環境政策で解決する。そういうことによって、環境政策を取り入れる意義を市民の方にも感じていただけるような取組をしたいと思っています。

気候変動に関しましては、ちょうど1年前の12月3日に、2050年までにCO₂排出実質ゼロというゼロカーボンの宣言をしました。今年4月には市町村レベルでは全国で初の、気候変動適応センターを設置しまして、現在、環境政策については積極的な取組をしています。

一瞬だけ話が変わりますが、今、那須塩原市は月1回の観光事業者のPCR検査と、その費用等に充てるために入湯税を引き上げております。これが今、結構、全国的に報道されています。コロナ禍においては、観光はまず安心・安全の見える化、PCR検査、観光客にも責任ある観光をしていただきたい。レスポンシブル・ツーリズムといった言い方をしますが、この責任ある観光というのは、国立公園の協力金とか、国立公園の環境の保全とか、そういったところからヒントを得ております。国立公園の場合は自然環境の保全に責任を負ってもらうということでしょうが、那須塩原市の場合は、今コロナ禍ですので、自然環境を衛生環境に読み替えて、責任を担っていただくということをしております。

あとは、スマート農業など、様々な事業をさせていただいております。

次をお願いします。那須塩原市における再生可能エネルギーの導入の現状について説明いたします。FIT政策に関しましては、市内の再エネの認定容量が全国で19位、約40万kWで、そのうち99.8%を太陽光が占めております。もともとこの地域は産廃が多かった

わけです。というのも、扇状地なので水はけがいい、それから首都圏に近いということで、産廃がかなり多かったわけです。今はその産廃がメガソーラーになっているという感じですね。扇状地の上に産廃の処分場を造って、その上にソーラーパネルを設置するというのが結構よくあるパターンです。

そういうメガソーラーがかなり増えてきて、景観や自然環境が脅かされてきておりましたので、平成30年には再生可能エネルギー発電設備のガイドラインをつくりました。私が市長になってから、より厳しい条例をつくりまして、太陽光発電事業と地域の調和に関する条例というのを設けました。結果的にこの3年間で太陽光の認定件数がかなり大幅に減少しました。

次をお願いします。太陽光の条例ですが、屋根などを除いて、市内全域で太陽光発電の設置を許可制にしました。ほとんどの地域を抑制区域として、緩衝帯の設置を求めています。

次のページをお願いします。一方で、再エネの話ですが、那須塩原市は様々な再生可能エネルギーのバリエーションが多いのではないかと。家畜のふん尿でバイオマス発電をしたり、あるいは小水力発電をもともとやっていた。ただ、実証実験というレベルでした。そうしたことを捉えて、様々な再エネの開発を進めていきたいということで、グリーンプロジェクトというのをさせていただいております。

次をお願いします。那須野が原グリーンプロジェクトというのをやっています、これは何かというと、コロナ後の那須塩原の未来も視野に入れて、先ほど申し上げた生き延びられるまちづくりということで、エネルギーの地産地消、域内で経済が回るような仕組みで、再エネで、特に地域電力で賄えるようにしたい。もう一つは、よく自治体は大体、環境政策というとバイオマス発電など、箱物、一点物が多いですが、そうではなくて、全分野において環境を通じて社会的な課題を解決していこうということをしております。この那須野が原グリーンプロジェクトは緩和と適応の2つの観点から進めておりまして、先ほど紹介した気候変動適応センターは適応のほうで、再エネのほうは緩和の立場でさせていただいております。

次をお願いします。その一つの取組が、地域の再生可能エネルギーの活用でございます。(1)の左側の欄のほうにいろいろと書かれておりますが、要はエネルギーの域外流出を減らして、先ほど申し上げましたが、域内で経済を回す。未使用の家畜ふん尿ということで、本州で牛乳の生産量が1位なので、牛が3万頭ぐらいいまして、家畜のふん尿が問題になっています。今、栃木県のほうで、そういった牛ふんを使ったバイオマス発電をしていますが、そういった取組ももともととしております。森林も結構多いので、木質バイオマスもやっております。あとは、遊休農地をどのように解決していくか。そういったことを再エネで解決していこうというところでもあります。

次をお願いします。今年度は環境省の補助を受けて、再エネ利活用の実現可能性の調査、要は太陽光以外でどのくらいできるのかなど、再エネ事業の地域内活用を図るための地域新電力の事業性評価の事業を今、実施しています。こうして域外に流出していたエネルギー代金を域内に循環させる。あるいは、家畜ふん尿の影響や森林の適正管理の不足といった地域課題の同時解決を再エネ事業で図っていきたいと思っています。また、森の体験学習会など市民の理解促進に向けた取組も図っていきたいと思っています。冒頭に申し上げ

ましたが、市民にとっては、なぜ市が環境ばかりやっているのかというのを身近に感じていただかないとプロジェクトが進まないという状況がありますので、市が突っ走るのではなくて、市民にも分かっていたくような取組もしなければいけないと思っております。

次をお願いします。導入におけるいろいろな問題、課題です。太陽光は、発電事業者、管理者が地元にはない発電設備が多くて、問題発生時に迅速な対応ができない。また、住宅地の横で小規模ながら太陽光の発電施設ができて、苦情が出て、結構トラブルになってきている。今、太陽光はかなり厳しくしており、全部が許可制で、設置促進区域はないので、計画的立地は困難です。ほかの再エネについては、初期投資や維持管理の不足によって、事業性がなかなか難しいということが現在、課題になっております。また、人材が足りないといった問題があります。そもそも栃木県の北部ではメガソーラーがかなり増えてしまって、電力系統の容量を圧迫しているため、新規の高圧連系が令和5年までできないという現状です。

次をお願いします。最後に、これは私の所感です。自治体は多分いろいろと考えがあるでしょうが、無秩序なメガソーラーなどで、はっきり言いますと、モラルハザードと申しますか、例えば今まで善良な農家の方々が、突然、見たことがないような、何千万円というものすごい金額を目の当たりにして、本当に人が変わってしまうと申しますか、地域がどんどんモラルハザードを起こしかねない問題だと思っております。私は結構がんがんやっていますが、首長も多分、人によっては、かなり利権が絡む話なので、市民に強気に言われるとぶれてしまったり、あるいは中には首長の中には魂を売った人もいるでしょうから、逆にメガソーラー入ってくださいという感じのところもあると思います。地方分権や地方創生の観点からは反するかもしれませんが、これは首長全体ではなくて、私の所感からすると、日本の環境を守るのは環境省ですので、そこは環境保全で、無秩序なメガソーラーといった再エネに侵されないように、日本の自然を、ぜひ環境省がリーダーシップを取っていただいて、きっちり線引きをしていただきたいと思います。首長も人間ですから、人によってころころ変わってしまうでしょうから。ただ、私も、このままでは、そういった無秩序な開発で本当に自然環境がどんどん侵されていくのではないかという気がすごくありますので、ぜひとも日本の環境を守っていくという点はリーダーシップを取っていただければと思っております。

御清聴、ありがとうございました。

○大塚座長

大変興味深いお話をありがとうございました。

すみませんが、お一人10分ということですので。次に浜松市のエネルギー政策参与の内山様から御説明をお願いいたします。

○浜松市 内山様

エネルギー政策を担当しております内山でございます。よろしく申し上げます。

それでは早速、資料の説明をさせていただきます。

次をお願いします。浜松市の概要を簡単に説明します。平成17年に12市町村の合併を経まして、19年に政令指定都市に移行いたしました。既存の政令市と比べまして、若干タイ

が異なるということで、新しいタイプの政令指定市ということで捉えております。

次をお願いします。本日、御説明申し上げるのは記載のと通りの4点でございます。

次をお願いします。最初に市のエネルギー政策ということで、中身としては3点、エネルギービジョン、再生可能エネルギーのポテンシャル、浜松市域“RE100”についてでございます。

次をお願いします。まず浜松市のエネルギービジョンですが、本年4月に改訂しております。もともと平成25年3月に策定しましたが、今回の改訂に至った理由は、これまでの取組の実績、到達点と、世界的な脱炭素社会への大きな流れを踏まえ、まず2050年を見据えたエネルギー自給率の長期目標を新たに設定したということです。その上で2030年の目標を30%に上方修正したものでございます。主な取組としては、ここに書いてあります4つの取組を掲げてございます。

次をお願いします。この資料は、もともと平成25年3月にエネルギービジョンを策定した際に、本市に果たしてどれだけのポテンシャルがあるのかを把握したもので、まず左から2つ目が理論上の生産可能量の最大値、エネルギーの賦存量として886万MWh／年をまず把握しました。この賦存量から、その右隣ですが、全体として利用可能量が273万MWh／年あるということを推計しております。そうしたことから、当時、平成23年の全体の総電力使用量516万MWh／年に対して、実際に賄える割合としては52.9%というものを把握しております。

次をお願いします。今回のビジョン改訂の中で、浜松市域“RE100”という概念も盛り込みました。2050年までのCO₂排出実質ゼロを目指して、浜松市域“RE100”を進めていくということを掲げまして、3月30日に市長が定例記者会見の中で配付した資料でございます。簡単に申し上げますと、“RE100”の考え方は、市が独自に定義したもので、具体的には市全体を1つの事業所と見立て、市域の再エネ電源の量が総電力使用量を上回る状態を目指すものでございます。

次をお願いいたします。“RE100”を目指す主な取組となる3つの柱を掲げてございます。これはあくまでも概念的なイメージとして整理したものでございます。①が再エネの導入・利用拡大。②が徹底した省エネ+イノベーション。③が森林の適正な管理によるCO₂の吸収。そういった内容でございます。

次をお願いします。浜松市域“RE100”の3本柱の具体的な取組を例示的に示したものでございます。

次をお願いします。浜松市域“RE100”を実現する上で大きな柱となります再エネの導入・利用拡大についてですが、2050年に想定いたします総電力使用量450万MWhに対して、大規模水力を含めて、ほぼ同等の再エネ発電量455万MWhとする目標でございます。2018年から2030年、そして2030年から2050年に向かって、太陽光は微増、風力については一定の伸びを想定しているところでございます。

次をお願いします。「地域特性を生かした再エネ導入」ということで、こうした内容で御説明申し上げます。

次をお願いします。まず改訂後のビジョンの浜松市域“RE100”の実現を可能とさせるのは、本市の地域特性にあると考えております。具体的には日本有数の日照時間、豊かな森林資源、7,500に及ぶ河川あるいは農業・工業用水、さらに遠州の空っ風と呼ばれる

強い季節風、こうした地域特性を生かしまして、再エネによる電力確保につなげていくというところでございます。

次をお願いいたします。本市の再生可能エネルギーの柱となりますのが、太陽光発電導入の具体的な取組です。こうした①から⑤のそれぞれ取組が書いてあります。下のところに2つほど書いてありますが、こうした取組の中で特に重視した民間企業・地元金融機関と連携して進めてきたことが大きな推進力になったということ。それから、事業用太陽光発電の約7割が地元の事業者により建設されているということで、地域経済へも一定程度の効果があつたのではと考えております。

次をお願いします。これは令和2年3月末時点の状況でございます。10kW以上の導入件数、それから全出力の合計導入量ランキングです。これが全国で日本一というところでございます。

次をお願いします。先ほど冒頭に錦澤先生からも御紹介がありました風力ゾーニングの話でございます。風力発電の立地に当たりましては、地域住民や自治会などの合意形成、あるいは景観や自然環境への配慮等を踏まえた適地の抽出などに課題があると考えています。こうしたことから、地域住民の意見などを反映させまして、地域共生の考え方に立った風力発電の導入促進を目指し、環境省のモデル事業として市内全域、それから沿岸を対象に計画を策定したものでございます。この中で、陸上・洋上風力発電の可能性のあるエリアを抽出して、併せて課題を整理したものでございます。

次をお願いします。陸上風力の結果では、立地に当たりまして特段の課題はないとするCエリアはありませんでしたが、課題があつて地元との調整が必要だが、それらをクリアできれば立地を可能とするBエリア、19カ所を抽出してございます。ゾーニング計画策定段階から、民間事業者から立地の相談が寄せられておりまして、現在2案件が環境アセスの手続を進めているところでございます。

次をお願いします。洋上風力の結果でございますが、風力と同じような結果になっていきます。Cエリアはありませんでしたが、海面利用者との調整で、立地には課題があるものの、課題を調整できれば立地が可能だとなり得るエリアとしてBエリア、332km²を抽出しております。陸上、洋上を通じてゾーニング計画の策定のメリットとして、事業者にしてみると、冒頭にもお話があつたかと思いますが、具体的な見通しを持って事業計画の策定につなげられる可能性がある。また、地元の住民にしてみたら、早期の段階から地域における風力発電導入の是非も含めて検討に関与できる。市にとっても、様々な立地環境や状況に配慮した形で再エネの導入促進、地域の活性化などにつなげられる、結び付けられる可能性があるのかなと考えております。

次をお願いします。続きまして、浜松新電力です。2015年10月に設立して、16年4月から電力の供給を開始しております。これは地域で生み出した電源を地産地消につなげていくということで、政令指定都市では初となる地域新電力でございます。新電力は太陽光発電などの市内の再エネ電力を導入いたしまして、安価な電力を、公共施設がメインではありますが、民間の需要家も含めて供給しています。本市も新電力と連携して、市のエネルギー政策を推進するという立場で、経営に参画するために出資者となっております。

次をお願いします。販売電力量でございます。順調に推移しておりまして、昨年度の純利益は6600万円を計上しているところでございます。令和2年度から防衛省の再エネ調達の取組方

針によりまして、航空自衛隊浜松基地への電力需給の契約を始めているところです。

次をお願いいたします。浜松新電力が果たしている役割として、市内の再エネを活用して電力の地産地消につなげるということで、これまで市外に流出していた資金を循環させて地域経済の活性化にも貢献していると考えています。

次をお願いいたします。「再エネ導入の拡大に向けて」ということで2点、申し上げます。

次をお願いいたします。最初に再エネ条例の制定でございます。本年4月1日から適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を――再エネ条例と申し上げていますが、制定いたしました。制定の狙いですが、地域住民のいろいろな懸念などを払拭して、地域と調和した発電事業とすることで、長期安定的な再エネ電源につなげていく。これによってエネルギー自給率を向上させ、脱炭素社会に向かっていくことになるのかなと考えています。条例では、事業者に対しまして主に2つ、義務化しております。届出と住民周知の2点でございます。

次をお願いいたします。今後の再エネ導入の考え方でございます。左側のほうで、導入に当たっては地域の合意形成が必要であるということ。それから、右側になりますが、長期安定的な電源とする上で適正な維持管理が求められる。そして、真ん中ですが、こうして得た再エネを地産地消することで、地域内の経済循環につなげていくことが重要と考えています。

次をお願いいたします。最後でございます。第1回検討会での御意見に対する考え方を説明させていただきます。

次をお願いいたします。まず1つ目の、自治体の実効性ある取組につなげられる国の支援・後押しという意味で、まず①といたしまして、再エネ施設の大半を発電事業者が設置・導入することになりますので、その際、自治体の立ち位置が、地域住民が発電事業に対していろいろな懸念を抱いたりということもありまして、事業者側に寄り過ぎることもなく、導入の支援という形でのコーディネートする役割という関わりにならざるを得ないのかなと思っております。最近、10月26日ですが、菅総理が所信表明で、脱炭素社会に向かっていくというメッセージを発したことをきっかけに、国・県・市が一体となってその方向に進んでいく、そうした空気感をまずは作り出していくことが必要なのかなと思っております。

その上で、再エネ導入促進に向けましては、荒廃した農地や国有林・保安林の有効活用に向けまして、既に関係法の見直しという報道もなされているところですが、こうした規制緩和なども重要と考えています。

それから、一般的な表現にとどまっていますが、事業者の再エネ導入を支援する自治体への支援ということで、新たな取組を展開する上で、財政的・人的な支援なども必要なのかなと考えております。

これは記載はしていませんが、イメージレベルの話ですが、地域住民の懸念などを払拭するために、事業者の事業活動を制限しない範囲、あるいは形で、間接的に住民自身が事業者の設備導入プロセスに関与できる仕組みがあってもいいのかなと。

②については記載のとおりで、今年6月に指定都市の環境保全主管局長会議から環境省と経済産業省へ提案した内容でございます。

次をお願いいたします。これは少し分かりにくい内容になっているかと思いますが、地域が

主体的・計画的に地域のポテンシャルを生かして地域経済循環につなげられる可能性のある再エネ導入プロジェクトを事例として紹介するものです。環境省の地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業をきっかけに、現在、地域の中で「夢プロジェクトさくま」として事業展開しているものでございます。昨年度、国に執行していただいた事業費としてはそんなに大きくはないですが、地域にとっては非常にタイミングを得た有意義な事業であったと考えております。そういう意味でこうした部分での支援の取組も事業化につながっていく可能性があるのかなということで、重要と考えております。

私からの説明は以上でございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、次に長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室長の柳原様から御説明をお願いいたします。

○長野県 柳原様

長野県環境政策課ゼロカーボン推進室長の柳原です。よろしく申し上げます。

それでは、長野県の再エネ導入に向けた取組と課題について御説明します。

次をお願いします。長野県の地球温暖化対策の取組についてですが、表に記載のとおり、他の都道府県と比べて取組がそれほど早いわけでありませんが、特に転換期、2011年に専門家の方の意見を入れて提言書を作り、区域施策編の計画を環境エネルギー戦略という形で策定いたしました。現行計画が今年度末で最終年を迎えるため、次期計画についての検討を今、進めております。

次をお願いします。現行計画につきましては幾つかポイントがありますが、その2と4に記載のとおり、エネルギーの視点を導入したことと、自然エネルギー政策の地域主導を重視する方針を入れたというところで、エネルギーとの関わりが始まったということでございます。

次をお願いします。その結果ですが、長野県のポテンシャル上は、小水力、太陽光のいずれもポテンシャルが高いのですが、小水力発電事業につきましては、記載のとおり、固定価格買取制度の下で件数、導入量が非常に高い水準で推移していると考えております。

次をお願いします。太陽光発電につきましては、地勢といいますか、地形的な問題で、大規模メガソーラー自体がそれほど設置できる場所ではありませんので、中規模、または住宅用というところで件数、導入量が多くなってございます。赤枠で下にありますが、住宅用のところに今、県としても集中的に取り組んでおりまして、それぞれ各家庭のポテンシャルが見えるソーラーポテンシャルマップを策定して普及を進めております。導入件数、容量とも全国順位は記載のとおりでございますが、世帯当たりの普及率は約1割、全国2位ということで、全国的には上位ですが、まだ9割のお宅の上にはソーラーが設置されていないという状況でございます。

次のスライドをお願いします。昨年12月に気候危機宣言をして、それを具現化するために突破方針というのを策定しました。字が小さいですが、現在の気候非常事態を受け止めて、それに向かっていく道は非常に困難な道だけれども、そういう取組をした先には光の

見える未来が待っているというような前文と共に、6点のポイントを示しております。

次をお願いします。その中で一つ、最終エネルギー消費を7割カットというものと同時に、再生可能エネルギーを3倍以上に拡大するというものを示しております。幾つか種別ごとに示していますが、太陽光については、約90万世帯ありますので、全ての屋根に屋根ソーラーということで太陽光発電と太陽熱を設置すべく、将来の姿を示しているというものでございます。

次をお願いします。それを具体的に進めるということで、7つのプロジェクトを立ち上げておりますが、その中の一つ、再生可能エネルギーを普及するプロジェクトでございます。先ほど説明した屋根ソーラーを最大限増やすということと共に、長野県の企業局が新規電源開発を積極的にやっておりますので、そういった小水力の拡大を核に再エネ普及を広めていくというプロジェクトを全庁連携の下、進めているものでございます。

次をお願いします。「今後、取り組みたい事項」ということで、環境省のほうでも来年度の事業の中でもいろいろ目出しをしていただいておりますが、特に市町村や、プラットフォームである長野県自然エネルギー信州ネットなどと連携しながら、特に神奈川県、大阪府で始まった太陽光の共同購入事業、公共施設へのPPAモデルの導入の研究、これから再エネの地産地消を進める上での地域新電力の研究などに取り組んでまいりたいと考えております。

次をお願いします。今のところまでが再エネの推進の部分ですが、先ほど来、いろいろな市の方の説明もありましたが、長野県でも再エネの支障事例はございます。推進との裏腹の関係ではありますが、適正、調和の取れた推進のために取り組むということで、県でいろいろな規定を変えたり、市町村の皆様に統一的なマニュアルを示したり、国へ要望したりという3つの柱で進めております。

次をお願いします。これが長野県として条例改正や国の法律の改正を受けて基準を見直したものでございます。特に27年、長野県環境影響評価条例については、全国的にも早い段階で太陽光発電についてアセスの対象としたということで、今年度4月から法アセスのほうも改正がありましたが、少し先んじてやったというものでございます。

次をお願いします。これまで適正な推進を図る上で市町村に対応マニュアルを示しております。きっかけは、いろいろな支障事例が出てきたという共通の課題を解決するためのものでございました。その中で、「条例のモデル案」ということで、推進するという形の条例のモデル案をお示しして、地域との合意が非常に重要ですので、地域住民との合意を担保するための協定書のひな形などを提示しております。こういうものについては現在も市町村でいろいろなガイドラインの中で協定書のひな形を使われているという状況になっています。

次をお願いします。ただ、現在の長野県内の状況は、再生可能エネルギーに関するもの、特に太陽光発電が、非常に支障事例は多いのですが、77市町村のうち68市町村で条例、または要綱、またはガイドラインという形で何らかの取組をしております。特に再エネに特化した条例をつくっているところが15市町村あります。その中で、中身を具体的に見ますと、ゾーニングをしておりますが、基本的には推進すべきというゾーニングではなく、禁止または抑制をすべきというゾーニングをされているところの例が多くあります。また、地域との合意形成ということで、設置に関する前提としてこういう合意形成をしております。

す。

再エネをこれから進めるに当たっての合意形成は、基本的にはmustであると思っております。長野県とすると、これまで条例等を示して、各市町村にはいろいろな独自性がありますので、その独自性にゆだねておりますが、基本的には地域の合意を取ることを前提としてやっているところがございます。ゾーニングをどう考えるかというのは非常に難しい問題だと思っておりますが、今後、国を挙げてある程度、再エネを増やしていく、どの種別をどれだけ増やすということを我々も注視しながら、それに向けて同じ歩調でなるべく多くの再エネが普及されるように取り組んでいかなければいけないと思っております。

次のページをお願いします。最終ページに、県内でも非常に規制色の強いゾーニング型の条例が出てきたということで、一例を示しております。

長野県からの説明は以上です。ありがとうございます。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、続きまして、事業者のヒアリングに移りたいと思います。東急不動産株式会社と事業ユニットインフラ・インダストリー事業本部執行役員でいらっしゃいます本部長の西田様から御説明をお願いしたいと思います。

○東急不動産株式会社 西田様

ただいま御紹介いただきました東急不動産の西田でございます。本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

次の次をお願いいたします。

次をお願いいたします。最初に、簡単に当社の事業について御説明をしたいのですが、当社は田園調布の販売を開始して以来、その時代の社会課題を解決するような事業を行ってきた会社でございます。2016年に本格的に再生可能エネルギー事業に参入したという経歴でございます。

次をお願いいたします。再生可能エネルギーでなかなか最初にブランディングをしているというのはあまりないのですが、私どもはものづくりをしている会社としまして、30年、50年と発電し続ける発電所を地域の人と造っていこうということで、2018年にR e E N E というブランドをつくって事業展開をしております。2019年には関与資産が1GWを超えたので、私どももちゃんと責任ある立場になったのではないかとということで、何ができるのかという議論を社内で始めました。

次をお願いいたします。2019年12月に再生可能エネルギーを長期安定的に運用していきましょうという業界団体を、発起人としてつくっております。2020年の10月になりますが、発電事業者と地域が共に成長できる仕組みをつくりましょうということで、FOUR Eを立ち上げております。これは後ほど御説明いたします。

次をお願いいたします。

次をお願いいたします。当社の地域における再エネの発電所について簡単に御説明したいと思います。今、全国で53カ所で事業をしていますが、自治体数でいうと実は45自治体でございます。その自治体の方々と細かく連携できているかということ、なかなかできていな

くて、行政庁と定期的にお会いして深い話ができていた自治体は4自治体ぐらいです。割合にすると大体9%になっておりまして、自治体と深く1社で付き合っていこうとすると、発電所の規模や、共同でやっている会社やSPCになっているといった状況がありまして、なかなかやり切れないということがございます。本当に45の自治体の方と密度濃く付き合っていこうとすると、恐ろしく労力がかかることなのではないかなと思っております。我々がやりたいことはまだまだ道半ばというような状況でございます。

次をお願いいたします。これは地域と再エネ発電所の現状ですが、地域貢献というと、祭りへの寄附や物を寄贈するということがかなり中心になってしまっていて、本当の意味での地域貢献になっていないケースがあるのではないかと考えています。事業者側からすると、現金に近い形で寄附だけするというのが最も手間がかからなくて簡単な方法だということがあるのだと思います。我々はまちづくりを通じてかなり地域と長い間、関係性を築いてきた歴史がありますので、何かいろいろなことができないかということで、いろいろ考えているということでございます。

再エネの発電所があるわけですが、その発電所が地域の人と何かするのか、発電所を保有している企業がやるのかというのが、何となく問題ではないかと思っております。多くの、特に大型の発電所ですが、お金がたくさんかかりますので、ローンを組んだり、共同で投資をしたりということで、SPCがかなり持っているケースが多いと思います。そういったSPCが地域のことを考えて何かしていくというのは、なかなか難しいのではないかと考えています。事業採算性などを考えると、お金と人をかけて何かをやっていこうというのがなかなか難しいのではないかと考えています。

次をお願いいたします。多分、地域の皆様も、先ほどのお話も聞いていて、温暖化対策も必要だし、国内エネルギー自給率も上げていかなくてはいけないという課題は認識されていると思いますが、なかなか地域に受け入れられないのは3つの視点があるのではないかと考えています。1つ目が、発電所があっても地元で全く貢献していない。2つ目が、景観が壊されて自然災害も起こるのではないかと。3つ目が、一番問題なのかなと思います。誰が運用しているのか、所有者の顔が見えないというのが大きな問題だと思います。私どもも大型の発電所の立地は、地元で使われていない土地で、荒廃している土地でやらせていただいているケースが多いのですが、ごみの不法投棄がその土地にされていたり、産廃が処理されていたというケースがかなりありまして、発電所側で結構きれいにしていますが、実は地方の山の奥の中で、今まで見えなかったけれども、そういった問題を抱えていることが、発電所を造ることできれいになっていくというケースもあるのではないかと考えています。地域によって発電所の立地等、地域産業、自治体の規模でばらばらですので、どこの自治体でも同じようなことをやっていかないと、多分、違うと思いますので、事業者としては地域の実情に合わせて事業者の顔が見える対応をしていって、発電所が地域の産業として仲間に入れてもらえる努力が必要なのではないかと考えています。

次をお願いいたします。

その次をお願いいたします。ここで、先ほど御説明しましたFOUREの御説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、人がかかってお金がかかるということについて何もしない状況はあまりよくないということで、再エネの発電事業者がみんな協力して何かできないのかということでFOUREという枠組みを構築しました。今、基礎的な

方向性を取りまとめている状況ですが、来年度にはもう少し幅広に、再エネの発電事業者、地域の支援や地域と協力していくために必要なショップの物販の事業者や、再エネを応援する個人の方など、いろいろな方を巻き込みながら、未来の日本のために良い世界をつくっていかうと考えております。

次をお願いいたします。FOUREの基本的な考え方ですが、同じ地域にある再エネ発電事業者が集まって、地域のことを一緒に考えていくことを基本理念にしています。同じエリアで発電所を保有している会社間で協力しながら、地域のことと再エネの電源の活用を一緒に考えていけないかなと考えています。先ほど申し上げましたとおり、1社ではいろいろなことをしていくのはかなり負担が重いのですが、みんなでやればできるのではないかと考えています。こういったことをやりながら、新しい仕組みづくりにチャレンジして、様々な活動をしてまいりたいと考えております。

次をお願いいたします。

次をお願いいたします。ここで、私どもが北海道の松前町と連携している事例について御説明いたします。2019年4月に私どもの風力発電所が運転を開始しました。その後、発電所建設の過程で、松前町さんの地域の課題等についていろいろと共有していく中で、我々でもできることが結構あるのではないかとということで、発電所が出来た後に地域活性化の協定を締結しました。発電所の開発段階で立地協定などを結ぶケースはありますが、発電所が出来てから協定を結ぶのはかなり珍しいのではないかと考えております。松前町の発電所には私どもの大型の蓄電池がありますので、蓄電池を活用してマイクログリッドの計画をしたり、その後、次の産業として再エネ発電所を地域と共に開発するような形が取れないかということで今、進めております。11月には松前町で再エネ活用ビジョンを策定されているといった状況でございます。

次をお願いいたします。こちらは松前町さんのふるさと納税のトライアル版のキャプチャーでございます。私どももふるさと納税という形でも貢献したいという形でやっております。

次をお願いいたします。こちらが松前町様との事業の連携例でございます。私どもは結構、経営資源がありまして、商業施設を持っていたり、造園の会社があったり、オフィスがあったりしますので、そういった東京をはじめとした大都市圏での私どもの経営資源を活用しながら連携を進めていきたいと考えております。

次をお願いいたします。「再エネ導入拡大に向けて必要な考え方」でございます。

次をお願いいたします。2つ、視点があるのではないかと考えています。あまり今まで議論はされていないと思いますが、既存のFITが既にかなりあると思います。今まで新しく発電所を造るほうばかりにフォーカスされていますが、新たに造らなくても今ある発電所を生かして発電量を増やすこともできるのではないかと私どもは考えています。既に2020年6月末時点で事業用太陽光は44GWありますし、陸上風力は1.8GWあります。これは再エネ賦課金で造られた発電所ですので、もっと有効活用できないのかと考えていますし、こういった発電所こそFITの期間を超えても発電し続けなくてはいけないのではないかと考えてございます。

次をお願いいたします。こちらは事業フローと地元の関わり合いを模式化したものですが、開発段階や工事中は当然のように地元の関わり合いは多いのですが、運転開始後は地

元の関わり合いはかなり減ってきてしまいます。本来は運転開始後のほうが期間が長いので、ここでうまく関わっていくことを少し考えていきたいと思っています。今、保有している発電所が、事業性がどんどん上がるとか、何かそういうインセンティブがあれば、企業も投資家も、保有する発電所に日常的に向き合って、何か地元とやっつけようと思うのですが、現状は運開以降はそのような機会がないことが一般的なため、運開後も地域と関わる仕組みも今後、考えていければなと思っています。

次をお願いいたします。次が、新たに発電所を造るケースでございます。今までは地域と関係なく事業者サイドがやりたいところで計画を進められてきましたが、当初から地域と一緒に計画を考えていくことが必要なのではないかと思っています。それぞれが、地元の事情と事業者の事情を最初から考え合わせて一緒に進んでいく取組がうまくできたいのではないかと思います。

次をお願いいたします。最後になりますが、地域と連携した3つの枠組みについて話させていただきます。

1つ目ですが、再エネ自体がまだ歴史がかなり浅い事業なので、本来であればナレッジを再エネ業界全体で共有・有効活用して、生産性を向上させていくといったことが必要になりますし、事故や、地域との連携といった様々な事例もみんなでも共有していくような枠組みが必要なのではないかと思っています。

2つ目は、地域エリアごとの再エネの事業者の団体の設置をしたらどうかと思っています。地域の窓口として地域の再エネの情報、地域について、この中でいろいろ考えていく。例えば、地域の中で再エネを束ねた仮想発電所を構築してみんなで何かをやっつけようなど、いろいろなことができるのではないかと思います。

3つ目は、先ほどお話ししました、地域とつくる再エネを造って地方の産業とするということでございます。

次をお願いします。「おわりに」となっていますが、サマリーですので、時間がなくなりましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

私の不手際で少し時間が遅れてきていますが、ネットとの関係があるので、あまり早口に話していただくわけにもいかず、すみませんが、では、今の錦澤先生、渡辺様、内山様、柳原様、西田様からの御説明につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。御意見もお願いします。札を立てていただければと思います。

では、亀山委員、お願いします。

○亀山委員

国立環境研究所の亀山でございます。本日はそれぞれの皆様から非常に重要な御説明をいただきまして、誠にありがとうございます。

私の質問は、どなたなのか、分からないのですが、ゾーニングに関する質問で、複数の方がゾーニングに関して御説明されたので、何か回答したいという方に御回答いただきたいと思っています。

うちの研究所の幾つかの分析によりますと、特にメガソーラーが立地された土地がもともどのような土地利用から改変されたかというのを見てみますと、やはり森林の木が伐採されて、誰も気がつかないようなところにメガソーラーがいつの間にか設置されていたという事例があることが分かっております。それで、ゾーニングをやっていくときに、地域の住民の方々だけで、ここには建ててほしくないということを決めてしまうと、住民の方が住んでいる近くはそれで景観などは守られるかもしれませんが、人の目につかない、しかしながら自然が保たれていなければならないはずのところ、ゾーン外になってしまう、対象外になってしまうおそれもあるのではないかと懸念しております。

ですので、私の質問は、ゾーニング自体はすごく重要な対策だと思いますが、ゾーニングの場所を決めていくときに、どういう手順でどういう方々に入っていて、守るべき場所を決めるべきなのかということについて御助言いただけたらなと思っております。

以上です。

○大塚座長

時間の関係でまとめて対応させていただきたいと思っておりますので、ほかにはいかがでしょうか。

では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

どうもありがとうございました。とても勉強になるお話をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

3つほど。一つは、錦澤先生と浜松市で、今の亀山委員と同じゾーニングに関係するところですが、行政側がああいった適地的なものをゾーニングしたことに関して、例えば、その後に様々な条件が悪化して、トラブル等があって、建設ができなくなってしまったときに、何かしらの責任的なことが発生するのかどうか、その辺をお教えいただければと思います。

2つ目は、長野県の方にお伺いしたかったのですが、目標として全ての家屋にソーラーパネルを載せるという目標を立てられているというお話だったのですが、現実的な問題として、それぞれの人たちの個別の負担において全ての家にソーラーを載せるというのは大変かと思っていました。具体的に、そういう経済的な制約があるところに対して、どういうことを施策なりをお考えになっているのか、もしあったら教えていただければと思います。

最後は、東急不動産の方にお伺いしたかったのですが、とても面白かったのは、発電事業者の顔が見えないというお話をされて、それを一つの課題として挙げられていました。それは非常にローカルな所で、例えば太陽光発電設備での新規雇用がほとんど発生しないような、要するに地域密着的な事業としてのチャンネルがないような所でしょうか。どういうところが発電事業者の顔が見えないということなのか、教えていただければと思います。

以上です。

○大塚座長

どうもありがとうございます。
では、勢一委員。

○勢一委員

貴重なお話をありがとうございました。西南学院大学の勢一と申します。

私からは、先ほどから出ていますが、ゾーニングについて、これは浜松市が一番よろしいのかもしれませんが、ゾーニングを行って、そのゾーニングの結果を制度的、あるいは体制的にどのような位置付けとして運用しておられるのかということをお教えいただきたいと思います。これが1点目です。

2点目としましては、これは自治体の方々にお伺いしたいのですが、どの自治体も皆さまかなり積極的に再エネに取り組んでおられるようで、すばらしい取組だなと思って伺っておりました。取組の内容等につきまして、温対法の実行計画への位置付けをされておられるのかどうか、位置付けをなさっていない場合にはなぜなさっておられないのか、位置付けている場合には位置付けたことで何か効果があったか、ということをお教えいただきたいと思います。

最後に3点目は、東急不動産の方にお伺いしたいのですが、自治体側と十分な交流がある団体が9%というお話を伺いました。恐らくいろいろ難しい理由はあるかと思うのですが、交流しにくい、密にやりとりしにくい理由や支障はどこにあるのか、よろしければ教えていただければと思います。

以上です。

○大塚座長

では、奥委員、お願いします。

○奥委員

ありがとうございます。

自治体の方々にお伺いしたいと思いますが、今日、御紹介いただいたお話はいずれも、自身の行政区域内に多分に再エネ導入ポテンシャルがあって、それを最大限活用していくべく取組を積極的に展開されているということだと思います。私が関わっている自治体の中には、自身の行政区域内にはなかなか十分な再エネ導入ポテンシャルがないようなところも、特に都市部を中心としてあります。そういったところでは、いかに他の自治体との連携を図っていく中で、例えば、カーボンオフセットのような取組をしたり、もしくは再エネを送電してもらおうといったことをしたりして、いかに再エネ率を上げていくかということに苦慮しているところがございます。そういう意味でいいますと、今日お話しいただいた自治体の中に、他の自治体との連携の取組がおありかどうか、その点についてお話がいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○大塚座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

私は浜松市について一つ、お伺いしたいのですが、エリアCが今は両方ともゼロだったと思いますが、促進地域というのはなかなか指定しにくいのかなと思っています。促進エリアは15ページ、16ページですが、この辺の今後の見通しなどがあれば教えていただければと思います。

では、今、様々な御質問がありました。まず東京工大の錦澤先生から、該当するところについてお答えいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○東京工業大学 錦澤先生

まず亀山先生のゾーニングの太陽光のお話で、まずゾーニングをつくっていく段階で、基本的には最初に法的な規制がかかっているようなところを除外していくというレイヤーが初期段階でありますので、住民だけの意見に任せてよいのかという点に関しては、事前に最低限必要な部分について除外するというレイヤーがかかる。その上で、住民の意向等も踏まえて適地を抽出していく。

これはゾーニングではないですが、最後のほうで御説明、御紹介しました話で、農山漁村の基本計画をつくっていくという話の中では、おっしゃったとおり太陽光は、森林開発を伴うものは非常に問題だということは、私もそのように思っています。ある自治体ではそういう基本計画をつくる中で、森林の開発については、例えば目標値といいますか、森林開発の10%を上限にして、それ以上は開発しないという目標を設定して進めていくという取組をしている自治体もごございます。基本計画をつくる中ではゾーニングとはまた別に、そういった目標設定をしていくことも必要だと思います。

もう一点、工藤先生からの御質問で、これもゾーニングの話だったと思いますが、適地として指定されたものについて、仮に事業が行えない場合に行政としては責任があるのかという御質問だったかと思いますが、基本的には適地として指定されたもので、その後、事業化できるかどうかということについては、ゾーニングが制定されたとしても保証されるというものではないと認識しています。

むしろ問題となるのは、適地でないところで事業者が事業をやることになった場合に、ゾーニングは法的に規制力が完全にあるわけではありませんが、適地ではないところで事業者が事業を提案することも可能である。そういったときに、どのように行政として対応していくかというところは、やや難しい問題があるのかなと考えています。ですので、例えばドイツなどでは、FITの制度を使う場合は適地の中で提案されたもののみ使えるなど、そういった他の制度とひも付けるという取組もされていたと聞いております。

私からは以上になります。

○大塚座長

ありがとうございます。

では、那須塩原市の渡辺市長、お願いします。

○那須塩原市 黄木様

渡辺市長は所用で退席しておりますので、代わりに黄木から御説明いたします。

勢一委員の問いが我々那須塩原市に該当すると思いますが、まずプロジェクトについては計画には載せておりません。というのは、計画が先行しておりまして、その後、プロジェクトがスタートしたからです。ただ、いいあんに今、計画の改定時期を向かえておりまして、プロジェクトにおいても再エネの実現可能性調査をやっていきます。その結果、再エネの利活用の事業性などが取れるとなれば、計画のほうに盛り込みたいと思います。もちろんその際には地域調和が図られて再エネが導入できるような形で盛り込んでいきたいと思っています。

以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

そうしましたら、浜松市の内山様、お願いします。

○浜松市 内山様

浜松市でございます。

まず最初のゾーニングの手法といった点でございますが、幾つかレイヤーを重ねた中で、結果的に地形的な問題や法令的な問題で規制がかかる場所などが除かれた上で、最終的に抽出されたところが、このエリアとして示されているというゾーニングの手法を取っております。したがって、ある意味で機械的な形での整理をしたところでございます。

ゾーニングをした際の後々の問題で、何か問題があったときに市の責任はどうかという御趣旨の質問だったかと思いますが、あくまでもエリア区分をする中でゾーニングを対外的に示すことで、事業者の事業予見可能性を高めるためということで理解しております。したがって、これが法的に何らかの拘束力があるものではないし、そういう意味では市の責任がどうかという部分は少し当たらないというか、特にそこまでは問われるものではないと考えております。

再エネ等の取組の温対法における位置付けですが、現行の温対計画区域施策編の中でも、基本施策の中で省エネの推進や再エネ導入促進といったところを位置付けております。

あとは、再エネポテンシャルが少ないところ、低いところに関しての発言なので、特段、ここは浜松としてはコメントするものではありません。

これ以外に他自治体との連携という意味で、太陽光発電に関する適正な維持管理という部分での連携はありますが、この再エネ導入に当たって特に連携という部分などはございません。

以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、長野県の柳原様、お願いします。

○長野県 柳原様

ありがとうございます。

ゾーニングに関しては、なかなか県でどうこうということではありませんが、今のいろいろな支障の事例を踏まえると、その支障事例の当事者の住民の方たちの範囲は非常に広く捉えています。観光地であったり、かなりスピリチュアルな部分で反対運動が起きた場合には、その対象者が非常に多いので、どういう手続をもってやるかというのは非常に慎重な対応が必要なのかなと感じています。

2点目で、長野県は全ての屋根にソーラーをとということで、ある程度、掛け声の部分があって、まだ1割程度の設置にとどまっています。先ほどの資料の中でも、太陽光発電の共同購入を県民を挙げてやりましょうというのも、これから進めて上での一つのポイントだと思っていますし、再生可能エネルギーに限らず、長野県は寒冷地でそれぞれの家の断熱性能を上げるというのも、今、併せて取組を進めていますので、例えばZEHの家を進めていくということであれば、それを進めることに伴って当然、太陽光発電が創エネの部分で一番重要になってきますので、そういうことも施策として絡めていくことで進めていくという観点で進めております。

あとは、温対計画と申しますか、区域施策編とエネルギーの目標数値ですが、県として再エネを種別ごとにどれだけ伸ばすかというのは位置付けています。数値を入れることで、ある程度のいろいろな評価、成果の説明、公表、説明責任・義務が求められていますので、直接的に数字を位置付けることが進捗につながるということではありませんが、ある程度いろいろな方の意識を、そういう数値も踏まえて議論していく上では、やはり必要なことなのかなと思っております。

最後に、他の自治体との関係ですが、特に計画の中に位置付けている話ではありませんが、長野県の水力発電でつくった電気を、例えば世田谷区の保育所の電気とするというような個別具体的な取組は進んでいますので、当然、地方と都市部と申しますか、再エネのポテンシャルの高いところと、それを利用いただく側との部分との結び付きというのは、これから我々が施策を進めていく上で必要な観点かと思っています。

以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。

では、東急不動産の西田様、お願いします。

○東急不動産 西田様

事業者の顔が見えないという御質問と、9%の自治体としか深いお付き合いがないという点だと思います。

まず事業者の顔が見えないというところについては、3点あります。1つ目が、SPCで事業をやっているケースだと、匿名組合出資という形になっていますので、誰がお金を出して、誰が本当の所有者かというのが分からないケースがかなり多いと思います。事業者名が合同会社になっているというのは、ほぼこういうケースです。2つ目が、メガソーラー、小さいソーラーもそうですが、事業者が開発者と所有者で変わっていたり、誰も地元が知らないうちに所有者が変わっているというケースもあって、所有者が変わりましたということを地元と言っているかということ、そういうことはなかなかないので、またそこ

で顔が見えなくなってしまう。3番目が、先ほどしゃべったように、O&Mなどで管理でかなり人を使うことや、地元と常に接点があるということがないので、事業者の顔が見えてこない。この3つぐらいの理由があるのではないかと考えています。

私どもがお付き合いしている自治体が9%と、少ないというお話ですが、定期的に市長や町長などとお会いして、課題についていろいろお話ができる濃い関係のところが大体9%ということで、濃い、薄いというレベル感はありますが、濃い関係を日常的につくっていこうとすると、私どもは45自治体ありますので、かなりのマンパワーを要するのではないかと考えています。具体的に仲良くなっているいろいろ話ができる関係の濃いところは9%で、我々はこれをもっと増やそうと考えていますが、せいぜい1割、2割ぐらいのところとしか、我々の今の持っている人や経営資源を含めてだと難しいのではないかなと考えております。

以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございました。

事務局のほうは何かございますか。よろしいですか。

では、質疑はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次に資料4に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。ヒアリングに御対応いただきました皆様、大変ありがとうございます。

今の冒頭の説明、ヒアリングでいただきました御説明、質疑の内容も踏まえまして、今日、御議論いただきたい点として、資料4として「論点（案）」ということで、事務局のたたき台を御用意してございます。

1枚、おめくりいただきまして、2ページ目でございます。こちらは第1回に出した「見直しの視点」、「制度的対応の状況」でございます。本日、議論の対象としては、地方公共団体実行計画制度について、地域におけるグリーン社会の実現に向けてどのような役割を担うべきかといった大きな問いかけの中で、実行計画の実効性を高めること、ゼロカーボンシティをはじめとする地域の脱炭素化を促進するプロジェクトの推進、合意形成の円滑化、地域貢献、国としての連携支援、また自治体の実行計画の推進に当たっての効果測定や排出量の算定の精緻化についての視点でございます。「制度的対応の状況」は割愛させていただきます。

本日御議論いただきたい点として、次のページをお願いします。ブレイクダウンしたものを御用意しております。論点①と、後ほど出てまいります論点②、③と、3つの固まりを御用意しております。

論点①のところですが、自治体の地域の脱炭素化の取組を促進する仕組みについての論点でございます。1つ目の四角ですが、先ほど来、出ております地方公共団体実行計画の区域施策編がございます。こちらにつきましては、都道府県などが再エネの利用の促進をは

はじめとする施策を記載することとなっております。今後、ゼロカーボンをはじめ地域の脱炭素化を進めていくためには、その実効性の向上が必要な状況かと思っております。

次の四角ですが、ゼロカーボン宣言をされた自治体を中心に、今いろいろと縷々御紹介がありましたが、地域における再エネの事業が計画・実行されています。一方で、地域から見たときの再エネについていいますと、受容性の低下や地域社会との共生も課題となっているということでございます。こういった中、今後、脱炭素社会の実現に向けて必要な水準の再エネを確保していくという観点も含めまして、地方公共団体の取組として、地域の脱炭素化に取り組んでいただくことに向けまして、地域資源である再エネを利用した具体的なプロジェクトの推進を図り、それによって地域の脱炭素化を進めていくことが重要ではないかということをご記載してございます。

こうした観点から、この制度の見直しに当たってということですが、1つ目の点として、まずは、地方公共団体実行計画（区域施策編）につきまして、現行制度上も地球温暖化対策計画という国の計画に即して定めることになっておりますが、こちらについて、国の総合計画にも即しまして、再エネ利用促進など、各施策——各施策というのは区域施策編に記載する4つの柱に関するものだと思いますが、各自自治体において施策を記載していただいていることに加えまして、施策に関する目標を設定していただくことを求めていってはどうかというのが1つ目の点でございます。

その上で、その目標達成に向けまして、地域の再エネの利活用など、脱炭素化に向けたプロジェクトを円滑に進めていくことが重要で、合意形成といった話も出てまいりましたが、そういった観点から、まず地域環境保全に配慮するといった事項、また脱炭素化のプロジェクトを進めていくことがどのように地域に貢献するかといったこと、すなわち、地域の経済や社会に対してどういった意味があるのかといったことについての配慮事項などをあらかじめ自治体のほうで整理していただいて、それを実行計画に位置付けていくことができることとしてはどうかということでございます。

その次の四角ですが、それに加えまして、事業者による脱炭素化プロジェクトが、自治体が計画に位置付けた配慮事項などを踏まえて行われるような場合に対しまして、自治体はその計画に適合するプロジェクトであることを認定するような仕組みを導入してはどうかということでございます。その上で、その認定されたプロジェクトに対しまして、その実施の円滑化につながるように、例えば、関係許認可手続のワンストップ化といった政策的な支援についても検討すべきではないかという点を挙げさせていただいております。

最後の四角でございます。さらに、先ほど来、出てきておりますが、具体的なプロジェクトの実施のために、地域の合意形成が不可欠であるということでございます。現行の制度の中で、自治体の実行計画を策定していただく場合に、地域の協議会などをつくっていくことができ、その中で合意形成を図っていくという枠組みが現行制度でも既にごございます。こうした枠組みを、地域における脱炭素化プロジェクトの合意形成の場となるように活用していってはどうかという点を挙げさせていただいております。

以上がこの論点①の、自治体が地域の脱炭素化を促進する仕組みについての、事務局側の論点（案）でございます。

続きまして4ページ目でございます。「ご議論頂きたい点②」ということで論点②と、③を挙げてございます。

論点①では、自治体の実行計画制度に関する拡充の論点でしたが、論点②につきましては、自治体による脱炭素化の取組に対する支援体制といった点でございます。

自治体によっては、とりわけ規模の小さい自治体が様々ありますが、マンパワーが足りないといったことによりまして、実行計画策定に係る負担が相対的に大きくなるといったケースがございます。また、先ほどもヒアリングの中でもありましたが、脱炭素化を考えたときに、都市部で人口規模が大きな自治体の中には、域内の再エネのポテンシャルが限られてくる場合もございます。

こうした観点から、例えば、隣接自治体や、冒頭の事務局説明にありましたが、一部事務組合の取組の推進といった観点での組合との連携、それから、再エネの活用といった観点での都市と地方の広域連携など、様々な自治体間の連携・共同といった取組を促していくという方向性が一つ、あるのかなと思っておりますが、現行の地方公共団体実行計画制度においては、既に共同策定をすることはできることになってございます。こうした共同策定ができるといった仕組みや、あとは実際に連携が図られた事例などを周知していくことで、その連携・共同の取組を促していくことが重要ではないかという点を挙げさせていただきます。

次の四角ですが、さらに、国としても、自治体のゼロカーボンに向けた取組を後押しすべきという御意見もありましたが、再エネのポテンシャル、環境保全関係の情報、また地域経済循環分析といった様々な情報・ツールを御提供していく、それから専門家派遣などを通じまして自治体における計画策定などを担っていただく地域の人材育成などを行いまして、国としても自治体の取組を後押ししていくべきではないかという点も挙げさせていただきます。

論点③でございます。こちらにつきましては、域内の排出量に関するデータの把握に関する論点でございます。

先ほど来、出ておりますが、自治体が区域の中の排出削減を進める、区域施策編を実行していくに当たりまして、域内の排出量の把握が必要になってまいります。こうしたデータについて把握が困難になっているという声があるという御紹介をさせていただいております。

このため、自治体が域内の排出量をより精緻に推定できるようにということで、前回の会で算定・報告・公表制度のオープンデータ化という御議論もいただきましたが、こうした動きに加えまして、域内に供給された電力・ガスの使用量につきまして、自治体が把握できるような方策を検討すべきでないかという点を挙げさせていただきます。

以上、論点①、②、③につきまして、本日、御議論いただけますとありがたく存じます。事務局からは以上でございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、「地域の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直し」に関して御議論いただければと思います。資料2に対する御質問も含めて、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。名札を立てていただければと思います。

では、水口委員、お願いします。

○水口委員

水口です。ありがとうございます。

意見を幾つかと思っておりますが、一つは、「論点（案）」が今日のヒアリングの御意見をどのくらい反映したものになっているのかということを考えました。特に那須塩原市から、メガソーラーがモラルハザードを起こしているのではないかと、こういうものは、個々の首長はいろいろなので、国全体として何らか手当てをすべきではないか、という御意見をいただきました。これを論点①に引き付けて考えますと、四角の4個目に、区域施策編の実行計画の中で、「地域環境保全への配慮事項」等を「整理し、実行計画に位置づけることができることとしてはどうか」と書いてありますが、浜松市の御意見を踏まえると、地域環境保全の配慮事項を実行計画に位置付けなければならないという御趣旨なのかなと思ひまして、その辺はどうなのだろうかと思ったということです。

その1つ上の、「目標を設定すること」というのも重要だと思ひまして、区域施策編の中で、実行計画の中で施策だけではなくて目標を設定すべきだと思ひます。ここは「目標を設定することを求めていく」というのは、目標を設定せねばならないという意味ですねという質問ですが、目標を設定するという義務付けで良いのかなと思っております。

さらに申し上げますと、目標は、目標値があれば良いということではなくて、目標の水準がやはり重要になるのかなと思ひます。もちろん目標の水準は各地域の地域特性にもよるので、一律に決めるわけにはいかないわけですが、国全体としての目標が2050年にネットゼロですので、国全体のネットゼロという目標と何らか整合性を持ったという御指摘があるといいのかなと。地域特性はもちろんあるのですが、地域特性があるのは環境だけではなくて、経済面全般で地域特性がありまして、東京都など大都市は経済面では大変優遇されているというか、メリットのある地域特性であるわけですから、その分、環境的にメリットのある地域と相互に資金のやりとりなどが起こるように義務付けても良いのかなと思ひました。

最後に、資料2の5ページ目に「再生可能エネルギーの地域別導入ポテンシャル」という議論がありまして、域内で再エネ供給力が需要を上回っている地域と、需要が下回っていて供給が多い地域がある。この間の連携が重要だということで、そのとおりだと思うのですが、これをどのようにして促していくのかということ、温対法で今回の改正に入れられるかどうかは別にして、何らか手当てが必要なのではないかと。この部分が、要するに再エネ供給力が需要を上回っている地域であっても、そこで降ってくる太陽光をどこかの事業者がどんどん取って行ってしまえば、地域には恩恵がないということになるわけで、その地域に降り注いでいる太陽光やその地域で吹いている風は誰のものなのか、その地域のものではないのかということ、少し整理する必要があるのかなと。個々の自治体が条例で、地域の太陽光を地域のために使うということ定められるということもあるようですが、その辺の考え方を全体として整理することも必要なのかなと考えました。

私からは以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

目標に関しては2050年ゼロを宣言してくださっている自治体が結構多いので、その辺との整合性も問題になるかなと思います。ありがとうございます。

たしか亀山委員が早かったですね。

○亀山委員

ありがとうございます。コンパクトに3点、意見を言わせていただきます。

1つ目は、資料4に書かれている黒字、アンダーライン部分については全部、賛同いたします。どれもそれぞれが重要な観点だと思っております。中でもとりわけ地域連携、全ての自治体がエネルギーを地産地消できるわけではないので、再エネ適地と消費地をうまく結び付けられるような連携の方法を見つけていただけるとありがたいと思います。また、論点③に掲げられたとおり、今どこの自治体も電力・ガス等のデータの把握ができなくて困っているということがありますので、そこについてデータの開示を進めていただくような改正ができればいいなと考えております。これが1点目でございます。

2点目は、先ほどのヒアリングの中で長野県からあった、住民の方々の家屋に太陽光パネルを設置するという話に対する工藤委員からの御質問と関わりますが、私自身、幾つかの自治体の事務事業編の策定に関わって感じておりますのは、自治体が直接、何かできることは非常に限られていて、本当はそこに住んでいらっしゃる住民自身が、自らの意思で住宅の上に太陽光パネルを造るなり、家をZEH化していくようなことを促していくことがないと、日本全体としては実質ゼロには到底、向かわないと感じております。そういうことを踏まえすと、今ある自治体の実行計画の中に、住民の方々に対する情報発信や、可能であれば補助金のようなものまで、国が御検討いただけるのが一番いいかと思いますが、住民の方々への促しを進めていただけるような項目があるといいのかなと感じました。これが2点目です。

3点目は、これはもしかしたら温対法ではなくて、経産省の守備範囲になってしまうかもしれないのですが、今後、大量にさらに太陽光などが入ってくると、需要と供給とのミスマッチがさらに問題になるのかなと思っています。要は、天気がいい日は太陽光がどんどん発電するけれども使う人がいなくて余ってしまうとか、逆に夜間は足りなくて、結局、火力発電所を使い続けなければいけないとか、そういうことを考えなければいけない時期に来るのかなと思います。一部ではアグリゲーターのような言葉が使われたときもありますが、要はデマンドサイドと供給側をうまく結び付けていくやり方、もちろん蓄電池など、技術的な発展も今後あるとは思いますが、そういったところまで含めて考えないと、単に容量だけでゼロに向かっているということでは済まされないのかなと感じている次第です。

以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございます。

では、勢一委員、お願いします。

○勢一委員

ありがとうございます。幾つか質問と意見を申し上げたいと思います。

質問ですが、資料2で実行計画の策定状況について御紹介をいただきました。24ページからのところになります。策定状況は、一度でも策定したら策定したことになっているのかという点と、あとは、恐らく策定後、改定していない、改定できていない未改定団体が一定数、小規模のところではあるのではないかと思います。改定できていない原因、理由がどのようなものになっているのかというところをお伺いしたいと思います。

併せて、一部事務組合及び広域連合が33%しか策定できていないということです。法律で義務となっている場合には、通常、日本の自治体は真面目ですから策定するはずですが、それが施行されて何年もたっているのにできていないということは、何か構造的に厳しい問題があるのではないかと推測をしたくなります。この辺りの現状がどのようになっているのかという点を教えていただきたいと思います。

併せて、点検状況です。策定して点検できていないのであれば、当然、改定もできないですし、十分な成果も上がらないと思いますが、無点検の団体がどの程度あって、それがどういう状況になっているのか。

足下の現状が分からなければ、制度的な手当てができませんし、支援もできませんので、現状分析は非常に大事だろうと思います。この点は、目標の達成が困難というところもある。なぜ目標の達成が困難な状況になっているのか。この部分についても本来は見ないといけないのではないかと考えております。そこまではなかなか難しいかもしれませんが、少なくとも現状について分かっているところを教えていただきたいと思います。

それを前提として若干、意見を申し上げます。資料4で出している案ですが、まず目標設定です。目標設定はもちろん重要だと思いますが、この目標設定は一体、何を基準にどのように決めてもらうという想定になるのでしょうか。義務付けるのであれば、例えば、国の温対法の計画との関係で、即してということですから、捨っていく部分を求めるのかどうか。そうでなければ、自治体自ら、これが目標だというものを掲げることになるのだと思いますが、その場合に若干うがった見方をすると、KPIを設定して回すことになれば、達成できなければ落ち度になりますので、仮に達成できるようなラインでしか設定できないということになると、再エネの大幅な促進は期待できないのではないかと思います。

その上で、もしもう少し適切な目標を掲げてほしいということであれば、やはりそこは工夫が必要で、先ほどのヒアリングでゾーニングの議論がかなり出ました。私は実は環境省のアセス課でゾーニングのモデル事業をやったときにお手伝いをしておりまして、そのときに、数年前ですが、ゾーニングマニュアルを策定しております。恐らく浜松市の取り組みもそれを活用した事例ではないかと推測しているところですが、このゾーニングマニュアルを策定するに当たって、いろいろなモデル自治体に御苦労していただいて、トライアルをしてもらってつくったわけですが、再エネの適地を抽出するというのが、ゾーニングの基本的な目標になります。

ゾーニングをしていく過程では、先ほど錦澤先生もおっしゃっていましたが、レイヤーを設定していきます。いろいろな観点からレイヤーを設定します。これは環境配慮だけに限らず、法律で規制されているもの、あるいは産業的な要素、漁業権の問題などもここに入ってきますので、再エネ発電施設を造ることに制限があるような部分をレイヤーをつく

って重ねていきます。例えば、法律だと航空法、農地法、電波法、もちろん自然環境保全法などもあります。それをレイヤーで重ねていきます。そのほか、地域の産業にとって支障があるところなどもレイヤーを重ねていってやっていきます。最後まで重ねていって、何も重ならなかったところが適地ということになるわけです。

そうすると、何が起こるかという、適地がなかなか残らないわけです。残った適地に対して、地域住民と意見交換をしながら、ここだったら促進地域になりますかねという議論をすると、それはもちろん民家から一定程度、距離を取るレイヤーも重ねていますから、距離は保たれていますが、やはり自分の地域に大規模発電施設が来るかもしれないとなると躊躇するという関係性になります。

地域でゾーニングをすることは非常に重要ですし、私個人の意見では必要だと思うのですが、単純にゾーニングを行えば、今の温対法の実行計画の下でうまく目標を抽出することができるほどに成熟した仕組みになっているのかという、なかなか難しいというのが現状ではなかろうかと思えます。ですので、目標設定についてどのような考え方を、法律として、国として示すのかは非常に重要ではないかと思えます。

同じ理由で、地域経済・社会への配慮事項を計画に位置付けるというのは、これもゾーニングの発想にかなり近いところで重要だと思いますが、これを位置付けることで、どのような成果、効果を期待するのかは、むしろ自治体と意見交換をしながら少し詰めていく必要があるのかなと考えています。

もう一つは、①の一番最後のところですが、協議会を合意形成の枠組みとして活用してはどうかという点です。最近、行政法の分野では協議会システムは非常に注目されていて、地域の関係者がみんなで話し合って最適な解決を導いていきたいと思いますという仕組みで、実はいろいろな法律で使われています。理念は美しいのですが、実際にどのくらい機能するかという、かなり現場が苦労しながら、先ほども東急不動産の方に聞いたところですが、関係性をつくっていくというのは非常にマンパワーとエネルギーがかかる作業です。ですから、協議会を運営するというのもかなり重たい作業になります。

それはそうなのですが、温対法には既に協議会は2つ、制度があります。もしこの協議会がどちらも十分に機能していれば、ここで出ているような合意形成にかなり資するのではないかと思っています。しかし、どうもそうはなっていないような現状をこれまでこの場で聞いていますと、現行ある2つの協議会の現状がどのようになっているのかというところを知りたいと思います。私も状況は分かりませんが、機能していないのだとすれば、どこを押してあげると機能するようになるのかを考えて制度を議論したほうがいいのかと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

協議会については多分、地域循環共生圏の話も出てきているので、今までと違う取組を環境省がされることになると思いますが、いろいろ具体的な御指摘をいただきましたので、参考にさせていただければと思います。

では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

ありがとうございます。どちらかという、質問的なコメントになってしまうかもしれませんが、御容赦ください。

一つは、まず資料2で御紹介になった各自治体のゼロカーボン宣言が出ていて、その関連での再エネ利活用を進めるといえるということがあるという話がありました。実はこの場の議論が、何をもってして目標達成に供するかということは整理されていないので、ぜひ教えていただきたいのです。御案内のとおり、再エネは当然、供給力という観点では需給ギャップがたくさんある中で、地産地消という概念はあるにはあるでしょうが、そこでゼロカーボン化を再エネでやると言っているのは、生産、すなわち発電と、当然、熱利用もありますが、サプライサイドの観点で見ているのか。電気の場合、特に今、非化石証書等の制度が入りましたから、発電源証明も含めて、市場を通して再エネ由来電気の調達をしていると言える市場環境が整ってきているわけですが、その需要側のところで見ようとしているのか。先ほど事例紹介の中で、自家消費型というようなお話をされていて、そういったいわゆるクローズド、系統からの調達ではなくて自家消費型のものでやっているのか。この辺がどの部分で議論しているのか、混乱しているような気がしているので、ゼロエミッション云々といったところの状況が一体どのように整理されているのか、教えていただければと思います。

それに関連して、この論点①のところですが、ちょうど3つ目のポツに、「地球温暖化対策計画に即し、再エネ利用促進等の各施策に関する目標を設定する」と書いてあって、これをそのまま読みますと、地球温暖化対策計画は多分、国全体の目標と理解するのですが、それに対してどういう基準でという先ほども別の委員のコメントがありましたが、一律の再エネ目標ということではないだろうかと理解します。それに加えて、実際問題として、再エネの利用のパターンは、今申し上げたとおり、いろいろなバリエーションがある。だから、供給側の話もあれば、需要側の話もあるので、この辺は丁寧に目標を設定することに留意したほうが良いと思います。目標を設定することについては異論はないですが、その中身については、例えば自治体等の公共設備に対する目標を設定する場合はどうか、実際にその自治体域内に住まわれている方々は自ら再エネ電気の選択をすることが市場的には可能なわけで、そういったことを促すという意味での目標なのかということをご丁寧にガイドしてあげる必要が目標設定の関連については言えるのかなと感じました。

一番最後のいわゆる協議会ですが、これも話が違って混乱していますが、今ちょうどお話があったとおり、温対法上も協議会が2つあるというお話がありました。それから、今日のプレゼンの中でも農水省のほうで実は協議会があると言われました。実は私は海域利用法の協議会にも参加しておりまして、そこでは非常に丁寧に、そういった環境アセスの話、それぞれのステークホルダーの意見調整、そして今回も話題になりましたが、地元貢献に対してどのように事業者が働きかけをするかというようなことを議論した上で、協議会意見として出して、その入札の段階で配慮するということがプロセスとして動いているわけです。要は、今回この温対法上で協議会活用と言われているものと、今の海域利用法なり、もしくは農水省等でやられているものとの関係が、私はよく見えなくなってしまうので、その辺の整理を教えていただければと思います。

3番目は、論点②で、「自治体間の連携・共同での取組を促す」ことは、とてもいいことだと個人的に思っていますが、先ほども言いましたとおり、今、我々需要家を含めて、電力のリテーラーからそういった発電源証明付きの電気を調達できるような市場環境が整いつつある中で、ここでいう自治体間連携に求められる効果が一体何だろうかということが、正直に言って、よく分からなかったわけです。連携して、言ってみれば相互にそういった様々な理解を深めましょうということならばありそうですが、この辺の具体的なイメージはどういったことなのか、よく分からなかったということです。

最後の「把握できるような方策を検討すべき」というのは、可能であるなら私もぜひそれでいいと思っているのですが、すべきではないかということに対して、すべきとしか言いようがないのですが、勝算があるのかどうかということをお伺いしたかったわけです。先ほど浜松市でしたか、規制でしっかりやってくださいという要望が書かれていましたが、そういった観点も含めて、現行の様々な電力の関連法令等も含めて、そういったことが可能なのかどうかということがよく分からなかったので、その辺を教えていただければと思います。

以上です。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

海域利用法の協議会のほうの御経験も踏まえておっしゃっていただいて、ありがとうございました。後で事務局にそれは答えていただきたいと思います。ほかの点もそうですが、では、奥委員、お願いします。

○奥委員

ありがとうございます。

まず論点①についてですが、再エネの目標について、これは温対法にどのようにどこまで書くのかということ考えたときに、各施策ごとに目標値を載せて、例えば義務化するというのは、あまり現実的ではないのではないかと思います。再エネの導入促進について実行計画に規定している場合、目標値全体の再エネ導入目標については通常、もう既に自治体においては規定されているというのが現状だと思いますが、施策ごとに細かな目標値設定まで求めるのは、現実問題としてそれが果たして可能なのかどうかということがございます。例えば区域施策編において、こういった事項について規定ができるというように、例えば例示的な列挙で書くのであればいいのかもしれませんが、義務付けといったことにはそもそもならないのではないかと思います。

同様に、その次の点につきましても、地域経済・社会への配慮事項等の内容を実行計画に書けるのであれば当然、書いていただければいいと思いますが、どこまでそれを、例えば義務化するのかといったことを考えたときには、義務付けというのは現実的ではありませんし、そこは地域の状況に合わせて地方公共団体が判断していくべきことだと思いますので、これも例示的な列挙であればいいのかもしれませんが、法律の中に義務付けるということではないのではないかと思います。

プロジェクトの認定については、そのような仕組みもあってもいいのかもしれませんが、

むしろ法律でバックアップすべきは、地方公共団体が既に持っている、もしくはこれからつくろうとしている、例えば地域調和条例であったり、もしくはゾーニングに係る条例であったり、もしくは協定といったものを、法律でしっかりとバックアップしてあげるということを検討すべきなのではないかと思います。

論点②についても、総論としてはここに書いていただいていることでよろしいのかと思いますが、結局、再エネ導入ポテンシャルのあるところで、地産地消できるところは、今日の事例発表をしていただいた自治体のように、特にさほど他の自治体との連携の必要性を恐らく感じていらっしやらないということのようだと思います。他方で、自身での再エネ導入ポテンシャルがないようなところは、他自治体との連携を模索したいという思いがある。ただ、そうなりますと、再エネの取り合いのような状況が起きかねないわけです。大都市部とそうでないところにおいて、特に大都市部間においての再エネの取り合いにもなりかねないので、そこを全国的にどのようにマッチングさせていくのか、全国に再エネの恩恵が十分に行き渡るように調整していくのか、そこは環境省をはじめとして国のほうでしっかりとやっていただくべきところだと思っています。

論点③につきましては、全く異論がございません。電力・ガス等の供給事業者にしっかりと情報を自治体に提供してもらうことを法律で規定していただくことが望ましいと思っております。

以上です。

○大塚座長

国と自治体との関係だと義務付けはなかなか難しいのですが、ただ、カーボンゼロに向かわなければいけないのでどう考えるかということかと思っています。

では、諸富委員、お願いします。

○諸富委員

ありがとうございます。論点①、②、③というところで発言をさせていただきます。

まず論点①で、これは逆に非常に具体的にイメージがわかります。私は実は長野県の飯田市において再生可能エネルギー導入審査会という名前の、いわばここでいう協議会に相当する審査会の会長をやっておりますが、その観点からここで書かれてあることをまさに実践しているような自治体でありまして、その観点から少しお話をさせていただきます。

やはり計画上、再エネの導入目標を設定することを求めるという点は全く賛成でございます。どのように数値的に目標設定するかはともかく、何らかの目標設定をしていく。ただ、重要なのは、その下で自治体が具体的にどのように再生可能エネルギーを前に進めるという機動力を付けていくかということだと思います。その意味では、ここに書いていますように、地方公共団体が地域の脱炭素化に向けて地域資源である再エネを利用した具体的なプロジェクトを推進することが重要であるというのは、全くそのとおりだと思います。プロジェクトを起こして動かしていく、そのための仕組みをどうやってつくっていくかということだと思います。

その点では協議会というのは一つですが、規制や許認可関係、合意形成も勘案すると、自治体を中心になり、その自治体がベースになって、飯田市の場合は地域環境権条例と呼

ばれる条例を持っていますが、まさに地域で再生可能エネルギーを実際に事業として起こしていく上で、地域が主体にまずはなる、優先的に地域にそういった環境利用権が付与されるべきであるという考え方、理念がうたわれた条例で、それに基づいて、それを具体的に実行するための審査会という仕組みを持っております。

この審査会に飯田市域内で進められていく再生可能エネルギープロジェクトの案件が全て上がってくるということになります。そこで、論点①に書かれてありますような認定の仕組みを飯田市は持っております。つまり、条例に書き込まれている内容は、地域主導であるかどうか、そして再生可能エネルギープロジェクトを通じて上がってきた収益が地域に還元される仕組みを持っているかどうか、こういった地域にとって便益をもたらすような形で、そして地域が主体になった形で再生可能エネルギーの事業が進んでいくかどうかという理念に照らして、案件が合致しているかどうかということを審査委員会で審査することになります。もし何らかの形でそこから外れている場合には、助言をやりまして、そういった方向に向けて修正をしていくべきではないかという意見を出していきます。そして、それを受けて飯田市役所が事業者と共に議論しまして、修正を加えたものをもう一回、出してくるというようなプロセスをやります。

もし案件として承認といいますか、ここでいう認可といたらいいでしょうか、承認、認定がなされた場合には、支援の仕組みを用意するというようになっております。具体的にいいますと、飯田市では基金を持っておりまして、基金の中から無利子で融資を行っていく。もちろんその審査委員会が認定すると、それ自体が信用力を付与することになります。なので、地域金融機関が融資をしやすくなるといった意味での支援も確かにございます。

我々審査会の中では、実は2つの観点で案件をチェックしております。先ほど言いました地域貢献が1点目です。それから、金融機関の専門家の方々が複数入っていますので、キャッシュフロー表を出してもらって、それが十分採算性にかなっているかどうかという事業の採算性の中身をチェックします。そういう意味でもゴーサインを出すことが、それなりに信用力を付与することにつながるのではないかと思います。

こういった一連のプロセスをやることにより、地域にとって紛争が起きないような、事前防止をするようなプロセスになっていると思います。案件組成という言葉が飯田市にはありますが、案件組成の意味は、地域にとって便益があるようなプロジェクトを地域の合意形成の下に生成してくるという意味を持っていますので、こういったところで審査会で全ての案件の情報を集約し、ステークホルダーとの合意形成プロセスを組み込んでいるということになります。そうすると、比較的スムーズに地域主導型の再生可能エネルギープロジェクトを前に進めることができるのではないかなと思います。

論点②については、ここに書かれている点には全く賛成でございます。恐らくここで想定されているのは、マンパワーの不足等の事情により、なかなかしつかりした実行計画の策定と、それを支援する体制づくりを各自治体が行えない場合があるのではないかという懸念だと思います。その場合には、総務省でもずっと議論してきている問題と全くオーバーラップしていますので、例えば、連携中枢都市圏構想や、自治体戦略2040構想研究会が出してきたアイデア——これは地方制度調査会でも議論されてきたところですが、こういった人口減少下で自治体のパワーも落ちていく中で、どうやって連携して計画を確実に立

てて実行していくかという連携の枠組みは非常に大事だと思います。既に日本版シュタットベルケといいますか、地域新電力においても複数自治体が同一の日本版シュタットベルケに出資いたしまして事業を進めているケースがございます。こういうケースはそういった舞台で事実上、複数自治体が連携して事業を進めているケースとして先駆事例になるかと思えます。

論点③については、ここで出されている方向については全く依存はございません。事業者の方にデータを出していただくような方向でぜひ改革が行われればと期待しております。以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございます。

では、高村委員、お願いします。

○高村委員

高村でございます。ありがとうございます。資料4で示されている論点について御意見を申し上げたいと思えます。

今日、自治体の皆様からも御報告をいただきましたが、再生可能エネルギーの導入が気候変動対策として明確に結び付いてきたのがここ数年ではないかと思えます。国の温室効果ガスの排出量の推移を見ても、13年度から18年度に着実にエネルギー起源のCO₂は減っています。これは環境省の分析にあります。再生可能エネルギーの着実な導入によって、これまで一貫して増加してきた傾向を解消する、逆転する効果が生じていると思えます。併せて、今日、御報告いただいた自治体のお話を聞いて大変心強く思いましたが、地域にとってもうまく導入することで、再エネ導入の地域へのメリットがあることが分かります。そういう意味で、温暖化対策としても、今、特にここで話題になっているのは再生可能エネルギーですが、地域にとってメリットがある形でどのように導入が促進できるかという観点から、今回の温対法の見直しはすべきであると思えます。

いくつか論点で出していただいておりますが、基本的には御提案の趣旨に賛成であります。委員の先生方の御意見も伺いましたが、事務局でもう少し整理をしていただいたほうが良いところがあるのは確かだと思います。私の理解としては、温対法では、地方公共団体の実行計画（区域施策編）に関しては、都道府県・政令市・中核市以上の一定の規模以上の自治体に対しての義務化になっていると理解いたします。再エネ目標の義務化の議論がありました。御提案の趣旨は、国として、例えばどの自治体にも最低何%以上、再エネを導入するといった義務付けを考えていらっしゃるわけではないと思えます。自治体ごとに状況の違い、ポテンシャルの違いもあります。

しかし、私自身の経験からすると、法の中にこうしたことをしっかり考えて計画を立ててくださいと記載されること自身が、自治体にとってのその施策の重要性と位置付けをあらためて明らかにすることになると思えます。特に再生可能エネルギー等の目標の設定については、今日も御議論がありましたが、区域内に一体どういうポテンシャルがあって、どうしたいのか、もともと地域がそれ自身に注意をしていない、気がついていない。今日ご報告があった自治体とは違って、そういう自治体は少なからずあるように思っています。

そのことが、今日、太陽光のお話もありましたが、地域として紛争が生じてから後手になる対応になったということも言えるのではないかと思います。もちろん太陽光については、国のアセスメントの対応が遅れたというのは一つ、間違いなくあると思いますが、今回の目標については、自治体がまさに自治体主導で再エネを導入していく、そのために自らの区域内のポテンシャルを自ら把握して、どうしたいのかということをしかり地域の温暖化対策の一環としても位置付けて記載するという意味で、非常に重要だと思います。国が一律に数値目標を立てるといったことをしない限りは、地域の自主性を尊重しつつ目標の設定を法の中に記載する方法はあると思います。この辺りは事務局で整理していただければと思います。

供給と需要についての意見がいくつか出ておりました。目標の設定等については恐らく、法の中に書き込む部分と同時に、詳細についてはいつも作っていらっしゃる策定ツールマニュアルで一定の指針をおつくりになるのだらうと思います。これから申し上げることはそういう意味では、その中に書いていただきたいということも含まれております。目標の設定の際に、供給と需要のアンバランス、供給力、ポテンシャルがあまりない地域をどうするのか、目標の設定についてどうするのかという御質問もありましたが、私自身、東京都や大阪府・市の議論に関わっておりますが、東京都も大阪府・市も区域内の需要に比べると区域内のポテンシャルは決して大きくないですが、とりわけレジリエンスの観点から、屋根置き太陽光について非常に重視しています。同時に、目標の設定の仕方として、再エネ需要を喚起する、つまり、自分たちの区域内にポテンシャルがない場合にも自分たちの区域内で積極的に再エネを利用することで、再生可能エネルギーの導入を進め、その結果として日本の温室効果ガスの削減を実現するという目標の設定もしています。その意味で、先ほどの目標の話であります。目標の設定についてはいろいろなパターンがあり得ると思いますので、策定マニュアルで一定の適切なガイダンスを与えていただければいいのではないかと思います。

2つ目のところに挙がっている地域環境保全の配慮事項、あるいは地域経済等への配慮事項は、もともとの御提案が「できる」という規定ぶりになっていて、義務化の御提案ではないと理解します。ただ、今日の御報告を聞くと、各区域の区域施策編といいますか、地方公共団体の実行計画の中に、再エネ目標と共に、どのように地域で導入していくか、そのときにどういうことに配慮するか、場合によっては立地規制といいますか、ゾーニングといったものについても位置付けることを推奨するのは、非常に適切ではないかと思えます。経産省の資料を今日は事務局資料で提示していただきましたが、再エネの社会的受容性が、再エネの主力化の一つの課題ともなっておりますし、とりわけゾーニングといった仕組みを自治体が導入していくことで、事業者の予見可能性も高めることができます。

なお、今日の議論では再エネ中心で議論していますが、例えば、再エネともリンクしますが、ZEB、ZEHや、あるいは街や交通の脱炭素化事業といったものも、先ほどありました計画に合致するプロジェクトの認定等のところでは、同時に検討の対象にしてはどうかと思えます。

長くなって恐縮ですが、最後に、ぜひ事務局で考えていただきたい点が3点ほどあります。

一つは、自治体とそれに協力する事業者のメリットをどうやってつくっていくかということです。実行計画の中にこういうのを書いてくださいと推奨するのはいいですが、とはいえ、それを実際に自治体がやり、それに事業者が協力することで、一体どういうメリットがあるのか。ワンストップという手続的な効率性の話が例示で挙げられていましたが、例えば、そのときにアセスメントの中での扱いや、これは経産省ですが、買取制度の中での扱いや、場合によっては税制上どうか、そうしたメリットとうまくリンクしていかないと、なかなか進まないのではないかというのが一点です。

2つ目は、この区域施策編の計画は、都道府県・政令市・中核市等に義務付けをされていると思いますが、特に再エネを念頭に置きますと、交通もそうかもしれませんが、むしろそれよりも規模の小さい自治体が計画をつくっていただくことが実は重要ではないかと思えます。こうした自治体にとって計画作成は温対法の下で義務にはなっていないと思いますが、つくっていただくこと自身に問題はないと思えます。ただ、そうした基礎自治体が計画をつくっていくとなりますと、国あるいは都道府県の支援が非常に重要だと思います。今日は長野県の事例のご紹介がありましたが、そういう意味では国の支援、都道府県の支援、とりわけ先ほど言いましたような義務付けをされていない基礎自治体に対する支援はしっかり法令の中に位置付ける必要があるのではないかと思います。

最後ですが、協議会等についてです。この協議会等のところは少し議論いただきたいと思っています。工藤委員も再エネ海域利用法の協議会のお話をしてくださいましたが、それぞれのプロジェクトの合意形成の場なのか、むしろ地域の全体としてのルール、ゾーニング等も含めて議論する場なのか、温対法の立付けでいくと、どちらかというとな後者のような感じもいたします。これは整理の仕方だと思いますので、協議会等とありますから、いろいろな間口をつくることを想定されていると思いますが、少し整理をしていただきたいと思えます。また、先ほどの工藤委員の話ではないですが、洋上風力について、再エネ海域利用法は単に利害関係者同士の議論の場だけではなく、専門家も参加した合意形成という仕組みになっています。そうした観点や仕組みがないと、なかなか合意形成の場とはなり難いのではないかと思います。これもつくり付けをどうするかという点はもう少し検討いただきたいところであります。

最後に論点③だけ、簡単に。これは全く賛成であります。自治体が計画を立てて実施、進捗管理する上でもmustになっていますので、これはぜひお願いしたいと思えます。自治体にとってもそうですが、実は今、発電事業者に各自自治体が条例に基づいてそれぞれ、アンケート、調査をしていて、発電事業者にたくさんのそういうアンケートが来ると聞いています。そういう意味では発電事業者の事務負担を減らすためにも、ここはしっかり国として制度を立てていただきたいと思えます。

以上です。

○大塚座長

たくさんのお意見をどうもありがとうございます。

いろいろな論点がありました。論点①との関係では、これから事務局にお答えいただきますが、計画との関係で、目標に関してどのようにやっていくかに関して随分、御議論がありましたので、ここは重要です。

あとは、義務付けをするのかという辺りも、「求める」というのはやや微妙な書き方がしてあるので、これでいいと私は思っていますが、この辺の議論があるということです。

地域経済・社会への配慮事項等については、先ほど高村委員がおっしゃったように、義務付けということではないのですが、これを求めていくことは極めて重要であるということだと思います。

ワンストップ化に関しては特に批判はありませんでしたが、これもぜひやっていく必要があると思います。

協議会に関しては、今までの既存の法律や既にある温対法の協議会との関係をどうするかという問題がありました。プロジェクトというよりは地域における協議会ということを考えていると思いますが、この辺も事務局にお答えいただきたいと思います。あとは、諸富委員がおっしゃったように、この協議会の中に利害関係者だけではなくて金融関係者などを入れるということも、かなり重要なことになってくると思います。

「自治体による取組の支援体制」については、奥委員が気にしていらっしゃいましたが、連携した結果、再エネの取り合いになるのではないかとということも、ひょっとしたら出てくるかもしれないので、そこは考えておいたほうがいいということがあったかと思えます。

先ほど勢一委員がおっしゃったように、計画に関して、未策定だけではなくて、改定がなされていないところはどのくらいあって、その理由は何かという辺りも気にしないといけないと思います。

最後の論点③に関しては、工藤委員から、勝算があるのかという話がありましたが、推計をしていくことにはなると思いますが、この辺も事務局からお答えいただければと思います。

亀山委員がおっしゃった、住民に対する発信というのも結構、重要だと思います。ここにはあまり出ていないかと思いますが、協議会等を通じて発信していくのだろうと思っております。

たくさんの論点に関して非常に活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○小笠原課長

では、まず私のほうからお答えいたします。非常にたくさんの重要な御意見をありがとうございます。

まず再エネ等の実行計画による目標、再エネだけではなくて、上に①から④まで4つの分野が書いてありますが、4つの分野の施策に関する目標を設定することを、義務化することとしてはどうかという趣旨の提案でございます。確かに奥先生のおっしゃるような、できるだろうかという御懸念も根拠のあり得ることだと思います。その一方で、我々の提案は、政府として2050カーボンニュートラルという宣言をして、今後、より一層、自治体においても、国全体のカーボンニュートラルの中で自治体としてどう取り組むかということについて施策を進めていただきたいという観点から、今後そういうことを設定していただいてはどうかという提案です。ここにも書いてあるとおり、地球温暖化対策計画に即してではございますが、当然、地球温暖化対策推進法においても地域の自然的・社会的条件に応じてということは規定されて、自治体の責務規定などにも規定されているわけです。

もともと温暖化対策計画においては、個々の施策についての目標、措置についての目標も定めることになっていまして、国では設定されているわけですが、自治体においてはそれぞれ状況が異なりますので、そこは地域の自然的・社会的条件に応じて設定いただくことを義務化してはどうかという趣旨の提案です。

水口委員から、メガソーラーがモラルハザードではないか、そういうことはここでどういう論点になっているのかということですが、いろいろな要素がありまして、ここでは温対法の中での対応として、再エネを導入しようとした時に、どうしても地域の合意形成のようなことがネックになっている現状がある。それを改善していくための手法として温対法を使う場合に、実行計画を活用したこういう制度が考えられるのではないかと御提案です。

そういう意味では、資料2の18ページで、これは総合エネルギー調査会での、エネ庁での検討事項で、論点1、2、3とある中で、我々的には「再エネと共生する地域社会の構築」というところに温対法として貢献していくために何ができるかということを実際に考えた上での提案だと受け止めていただければと思います。そういう意味では、再エネ特措法サイドでの対応といたしまして、そちらのほうや電事法などを含めて、事業規律の適正化のような話や、認定執行制度など、エネ庁サイドでの対応もなされつつ、環境省でもできることで御協力して、国全体としてカーボンニュートラルに向かっていく。そういう趣旨の提案だと御理解いただければと思います。

水口委員から、再エネのポテンシャルをどう促していくかということについては、再エネだけではありませんが、こういった施策目標をつくって、さらに再エネプロジェクトを含めた脱炭素プロジェクトの合意形成が促進されるような仕組みをつくることによって促進していきたいというのが、今回の御提案の趣旨です。

亀山委員からありました住民への情報発信ということですが、そもそも温対法の実行計画の柱の中で2つ目の柱である、事業者や住民による排出抑制等の活動促進というのは、そもそも自治体の実行計画の重要な柱となっておりますし、そのために地球温暖化防止活動推進センターのような仕組みも用意されているわけです。そもそもの実行計画の中の重要な業務として、そこは実行計画の中でやっていただきたいという趣旨です。

同じく亀山委員からありました需給のミスマッチのようなことは、もちろん非常に重要なことで、先ほどの資料2の18ページで、今後の「再エネ主力電源化に向けた論点」の大きな2つ目として、論点2で系統関係の取組として、「主力電源化に向けた基幹送電線利用ルールの見直し」があり、この中でアグリゲーターやそういったことをどう育成していくかということについても検討されているところです。

勢一委員のおっしゃいました、ゾーニングをいろいろなレイヤーでやっていくと、適地が本当に出てくるのかということについては、そういう制度をつくった場合に、どのようにうまく再エネの合意形成が促進されて、環境保全を図りながら良質な再エネプロジェクトを進めていくようにこういう制度を運用していけるかというのは、非常に大事なポイントですので、そこが実態上うまくいくように、環境省は脳みそを振り絞ってやっけないといけないということだと思っております。

協議会についていただきました。協議会は、温対法の中で実行計画策定のときの協議会と、もう一つ、地域における普及啓発を図るための地域の地球温暖化対策の協議会という

のがあって、後者は、基礎自治体を中心として、いかに住民への普及啓発を図っていくかという協議会なので、今回の趣旨とは少し違って、今回の趣旨は、実行計画策定のときの協議会を活用していくのがメインだと思っております。ただ、ステークホルダーが変わってくるので、一般的な実行計画をつくる場合と、メンバーは変わってくるものだと思います。

その部分は、環境計画課から補足いただきます。

○渋谷課長補佐

環境計画課の渋谷と申します。

勢一委員からお話いただいた実行計画の関係の数値のファクトのほうだけ、まず先にお話しさせていただきます。

実行計画で、24ページに記載しております事務事業編は、区域施策編もそうですが、策定の割合については、一度でも策定をしてあればカウントしている表でございます。御指摘のとおり、一度策定したけれども、計画期間を超過している未改定団体がございます。こちらの割合についてですが、事務事業編について申し上げますと、全体として地方公共団体、組合、一般市町村等、もろもろ合わせて3,340の団体から調査を行っておりますが、全体の18.5%が計画期間を経過している未改定団体でございます。ただし、その18.5%のうち9.9%が、今後、改定予定があると回答しておりますが、8.6%、数にして290ぐらいの団体については、改定する予定がないと回答されております。このように、改定する予定がないと回答されている自治体につきましては、どちらかという小規模な自治体、例えば人口が3万人未満、あるいは1万人未満の市町村であったり、あるいは組合といったところが大多数を占めております。

こういった事務事業編について未策定、計画期間を過ぎていても未改定の理由といたしましては、多くの理由といたしまして、計画の策定・改定をするための人員不足、専門知識の不足等が挙げられています。また、一部の事務組合や広域連合については、構成団体、例えば市町村の庁舎に入居している等の理由によって、自ら管理している施設・設備がないためといった理由を挙げられているところもございます。

一方で、区域施策編につきましては、策定義務が課せられている自治体におかれましては、基本的には未改定のところはほとんどございません。一部あるところについては、今後、改定予定と回答してしまして、いずれも改定予定のない義務がかかっている自治体についてはないという状況でございます。

点検のところですが、24ページに点検の状況を書かせていただいております。事務事業編につきまして61%が毎年1回以上のペースで点検と書いてありますが、数年に1回等のペースで点検しているということも含めますと、大体7割程度が点検されているような状況でございます。一方で、先ほど申し上げたように、小規模市町村や組合等におきまして、約3割程度のところが点検ができていないというような御回答をされているところがございます。

協議会ですが、地方公共団体実行計画協議会につきましては、古いデータで申し訳ないですが、数年前の調査におきまして、区域施策編の策定義務がかかっている特例市以上への調査を行ったところ、こちらについて合計149の都道府県・政令市・中核市等の自治体

のうち、38.3%、大体40%程度で、60弱の自治体が策定されているという状況でございます。

ファクトの数字としては以上となります。

○大塚座長

今の38.3%は協議会を設置しているということですか。

○渋谷課長補佐

はい。協議会を設立している施行時特例市以上の自治体でございます。

○大塚座長

それから、先ほどの18.5%のうち9.9%というのは、要するに半分ぐらいということですね。

○渋谷課長補佐

はい。18.5%のうち半分ぐらいで、おっしゃるとおりでございます。

○黒部課長補佐

続けて計画課から申し上げます。

では、どうするのか。今、計数回りのことを申し上げましたが、1万人以下、あるいは人口3,000人以下の小規模自治体において策定が進んでいないという足下の状況の中でどうするのかということでございます。勢一先生も十分御案内のとおりかと思いますが、地球温暖化対策は自治体によって非常に温度感の違いがございます。本日ヒアリングにいらしていただいたように、町の中心に据えて頑張っておられる自治体がある一方で、残念ながら市役所内での関心、あるいはリソースの配分の観点から十分でないという市町村もある程度いらっしゃるという状況の中で、我々といたしましても、そういう市長にアンケートを取りますと、やはりヒューマンリソースの問題と計画の参考にするべき計数、数字を自分たちで準備をするのがなかなか大変だというお声をいただいています。

そういう中で、自治体の実行計画の策定支援システム、我々はLAPPSと呼んでおりますが、自治体の数字、あるいは計数を非常に簡単な数字を入れていただくだけで、計画の素案に近いものをお出しできるようなシステムを準備しておりまして、今年度まではサーバーの関係で自治体の数が限られておりましたが、来年度の予算の要求の中でお認めいただければですが、政府全体の共通のプラットフォームのサーバーに移行する中で、自治体の制限の利用数を外して、多くの自治体にお使いいただく方向で進めてまいりたいと思っております。加えまして、システムがあればできるかというものでも必ずしもないかと思っておりますので、地方環境事務所等と連携して、こういった自治体の御支援を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、2050ゼロカーボンという目標設定に向けて何を基準に進めていくのかということにつきましては、温暖化対策法に基づく温暖化対策計画、また計画を踏まえて自治体の計画の策定をするということになってございます。私も自治体に出向しているときに

そうでしたが、やはり国の計画がいつ改定されるかというところは非常に興味を持って見ておられる自治体は多分、今も多くおられるのだらうと思います。こういった計画や、あるいは今後、議論が期待されますエネルギー基本計画等の数字も見ながら、自治体としてもこういった議論に参加されていくのかなと思います。また、我々も計画策定のマニュアルを含めて、国が示した数字をどのように自治体が飲み下していただくのかというところを御支援していくということになるかと思いますが。

協議会につきましては、先ほど小笠原からも説明申し上げましたが、計画の進捗管理について協議会という形のシステムであったわけですが、現時点に立っての反省ということで申し上げれば、やはりそのミッションが必ずしも進捗管理という形で、それは市の事務方がやるのか、あるいは協議会でやるのか、市の関係者なのかというところのミッションが明らかでない部分があると、市の事務方としても活用が少し甘くなってしまう部分もあるのかもしれない。この辺は、もしかするとマニュアルでフォローすべきことなのかもしれないし、あるいは今回、温対法の中で再生可能エネルギーの導入に関して地域の合意形成というミッションがある程度はつきり設定された中で、私も現場の自治体の気持ちになって考えてみると、その具体のミッションを達成するために、どう協議会を回していくかということのまた別の論点が出てこようかとは思ってございます。

ここで一旦、計画課の関係はよろしいですね。では、マイクをお返しします。

○小笠原課長

工藤委員から論点③で、勝算はあるのかという話がありました。勝ち負けではありませんが、今エネ庁とお話をしているところです。現実的に人手はかかる面はありまして、そこも含めて現実的にどう対応ができるか、現実世界の中で何ができるかというのを今エネ庁と調整をしているところです。

高村委員から、自治体に協力する事業者のメリットということで、基本的には御提案の中にも書いてあるワンストップと、あとは合意形成が促進されることで、どのように環境を守って、どのように地域への貢献をすればいいのかという条件が事前に分かることによって、入りやすくなる。入ってから、気がついたら四面楚歌だったというようなことにならない、要するに安心して入れるというのがメリットだと考えています。さらにどんなことができるのかということは、さらに検討していきたいと思いますが、基本的にはその2つだと考えています。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

これから考えることですが、協議会と市町村の先ほどの進捗管理の責務のような話は、結局、協議会が検討して最終的には市町村という整理ですか。

○渋谷課長補佐

協議会のところで進捗管理をやっている事例がどのくらいあって、それはどういう役割分担で市町村でやっているのかという事例は、今この時点で私の手元にありませんが、ただ、原則論として申し上げれば、実行計画をつくっていて、計画に基づく進捗状況の管理

ということであれば、策定主体たる市町村にあると思っております。協議会としては、こういう進捗管理をさせることのできるシステムが付加的に横にあるわけですが、こちらの協議会でやっているからといって、市町村として全く進捗管理をしなくていいかという、恐らくそういう議論にはならないので、主体的なメインはやはり市町村にあるのだろうと思いますが、協議会という付加的なシステムのミッションだったり、今日、出てきた論点も踏まえて、どういうミッションを持たせるかというのは、今後の議論かなと思います。

○大塚座長

ありがとうございます。

もう一つ、工藤委員からあった、農山漁村再エネ法や再エネ海域利用法との関係の協議会の違いのような話は、先ほど大体お答えをいただいていると思いますが、もう少し補足していただいたほうが多分はっきりするかと思いますが、いかがでしょうか。

○岸課長補佐

いずれにしても整理をする必要があると思っておりますが、基本的には地球温暖化対策として地方自治体はその自治体の区域の中でどのように取り組んでいくかといった観点の協議会なり計画だと思っております。その範囲の中でやっていただくということかと思えます。それぞれの法律の目的、趣旨を踏まえての整理になるかなと思っております。

○大塚座長

温対法で考えるほうが広いというのが高村委員の話でしたが、そういう感じですか。

○岸課長補佐

そうですね。例えば農山漁村のような特定のエリアというわけではなくて、全自治体を対象にしていたり、発電に限らず地球温暖化対策の観点から広く見られたり、様々違いはあるのかなとは思っております。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

経済産業省 荒井様、よろしく申し上げます。

○経済産業省 荒井室長補佐

経済産業省環境経済室の荒井でございます。オブザーバーで参加させていただき、また発言を許していただき、ありがとうございます。

2点だけ、コメントさせていただければと思います。

一点は、論点③の必要なデータ把握の点でございます。先ほど小笠原課長からお話があったとおり、環境省とよく詰めさせていただいているところでございます。自治体に限らず政策の基盤としてデータ整備は非常に重要だと認識しておりますし、今日お話があった自治体によるデータ把握という点で、どういった対応ができるか、知恵を絞りたいと思っております。

そうした中で工藤委員から、勝算はあるのかという点もありましたので、実態面で率直に申し上げますと、電力自由化に伴い、電力会社の販売先は全国津々浦々になっておりまして、また発電電も分離されていて、さらにメニューも多様になっているという状況になっておりますので、まさに市場で大いなる競争が起こっている状況でございます。そうした中で、仮に細分化した報告が義務付け等になりますと、これは相当膨大な作業で、事業者の負担につながるかなと考えております。高村委員からも、自治体と事業者が協力するメリットという話もありましたが、事業者の負担がひいてはエネルギーの需要者の負担にならないようにという点もありますし、他方で、条例でそういった動きがあるという点も承知しておりますので、実態的な制約、現実的な面を踏まえて、効果的な地域での温室効果ガスの排出状況の把握のあり方については事務的に引き続き、環境省ともやりとりさせていただき、検討させていただければなと思っております。

2点目は、論点①の目標設定という点でございます。前回オブザーバー参加されておりました経団連からお話がありましたが、企業全体としては最適化、効率化を図る観点から、特定の地域で活動しているという観点がありますので、特定の地域単位で活動が完結していないという実態はあります。そうした考え方からも、地球温暖化対策計画の中でも、業種別の自主的な取組である低炭素社会実行計画が産業界の中心的な対応と位置付けられているところでございます。また、2050年までのカーボンニュートラルを目指すという目標においても、革新的イノベーション、社会実装が必要だとか、それがまさに那須塩原市長がおっしゃっていたように、環境、イコール、価値なので、成長戦略だという形で官民を挙げてイノベーションを起こすという活動をしているところでございます。

世界全体のカーボンニュートラルを考えると、日本は全体の3%しかないもので、そういう意味では日本だけの取組では不十分であるという考え方から、セクター別のアプローチがありますので、こうした観点も踏まえて、地域における目標設定のあり方など、議論を深めていければなと思っております。

最後に、勢一委員、工藤委員、小笠原課長からお話がありましたが、地方公共団体実行計画は地球温暖化対策計画に即して策定していただくもので、国全体の方向性、また社会や経済の地域特性に沿ったものという点について御指摘がございました。極端な話ですが、地域の目標達成のために特定産業を域外に移転するといったことになれば、部分最適かもしれませんが、先に申し上げました企業全体の活動やイノベーションを促進するといった取組を考えると、全体最適につながらない可能性もありますため、また亀山委員からお話がありました太陽光を容量だけではなくて需給調整という観点も考えると、まさに広域的な視点が必要になってくるという観点からも、引き続き地方の実行計画の見直しに関する検討においては、産業やエネルギーの観点を含めた国の方向性との整合性を取りつつ、議論を進めさせていただければなと思っております。

ありがとうございました。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

ということで、20分も超過しましたが、そろそろ終わりにしたいと思います。

協議会につきましても、地球温暖化防止活動推進センターに関しても、今まであつたけ

れども、必ずしも魂が入っていなかったものを、さらに魂を入れて活用していくということかと思っております。

では、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変活発な御議論、ありがとうございました。また、ヒアリングに対応していただきました方も、改めまして御礼申し上げます。

次回の日程ですが、12月下旬、開催予定となっております。詳細が決まり次第、別途、御連絡を申し上げます。

また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきました後、環境省ホームページに掲載させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○大塚座長

これにて閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

(了)